

御代田町こども計画

令和8年度～令和11年度

自分らしい未来をこどもたちが見つけられるまち 御代田
～助け合い 希望に導く みんなのちから～



令和8年3月

御代田町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の対象	4
6 国におけるこども・若者政策の状況	5
第2章 御代田町のこども・若者を取り巻く現状	7
1 統計データからみる現状	7
2 こども・若者アンケート調査及び支援者ヒアリングシート調査の結果	12
3 課題のまとめ	13
第3章 計画の基本的な方向性	17
1 計画の基本理念	17
2 数値目標	18
3 計画の施策体系	20
第4章 重点プロジェクト	21
重点プロジェクト1 こども・若者はばたく未来活躍促進プロジェクト	21
重点プロジェクト2 こども・若者まるごとサポートプロジェクト	22
第5章 施策の展開	23
基本目標1 ライフステージを通じた、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり	23
基本目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援	30
基本目標3 安心して子育てができる当事者支援の充実	35
第6章 事業の量の見込みと確保方策	39
1 教育・保育提供区域の設定	39
2 乳幼児・児童数の推移及び推計	39
3 教育・保育量の見込み	40
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	43
5 教育・保育の一体的提供及び推進	50
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	50
第7章 計画の推進体制	51

資料編	52
1 計画の策定経過	52
2 御代田町子ども・子育て会議条例	53
3 御代田町子ども・子育て会議委員名簿	55

【「こども」の表記について】

こども家庭庁では平仮名の「こども」の使用を推奨しており、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとしています（一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります）。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- （１）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- （２）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
 - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、現在少子高齢化による年少人口の減少に加え、ネグレクトなどの児童虐待、いじめによる自殺、ヤングケアラーの心身負担、障がいの有無や国籍による差別、貧困、格差、犯罪、暴力等、こども・若者にまつわる様々な問題が起きています。

このような状況を受け、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行、同年12月に「こども大綱」が策定され、こども家庭庁では、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けて動き出しました。

御代田町（以下「本町」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「御代田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後3期にわたって、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し、こども・子育て支援施策を総合的に推進しています。

令和6年度に策定した「第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を「すべてのこどもが希望にあふれ、のびのび成長できるまち みよた」とし、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、子育て支援に加えて、ヤングケアラー支援やこどもの居場所づくり等のこどもへの支援の充実を図りました。

一方で、思春期以降の若者世代においては、進学や就職、将来の生き方など、多様な課題に直面することから、切れ目のない支援や環境づくりが求められており、若者施策を推進していく必要があります。

以上のことから、本町では、こども・若者施策を総合的かつ強力に推進するため、国の「こども基本法」及び「こども大綱」、長野県の「長野県子ども・若者支援総合計画（R5～9）」を勘案し、「御代田町こども計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定しました。本町の実情や、現在推進している「第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら、本町のすべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進します。

◆こども基本法とは

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

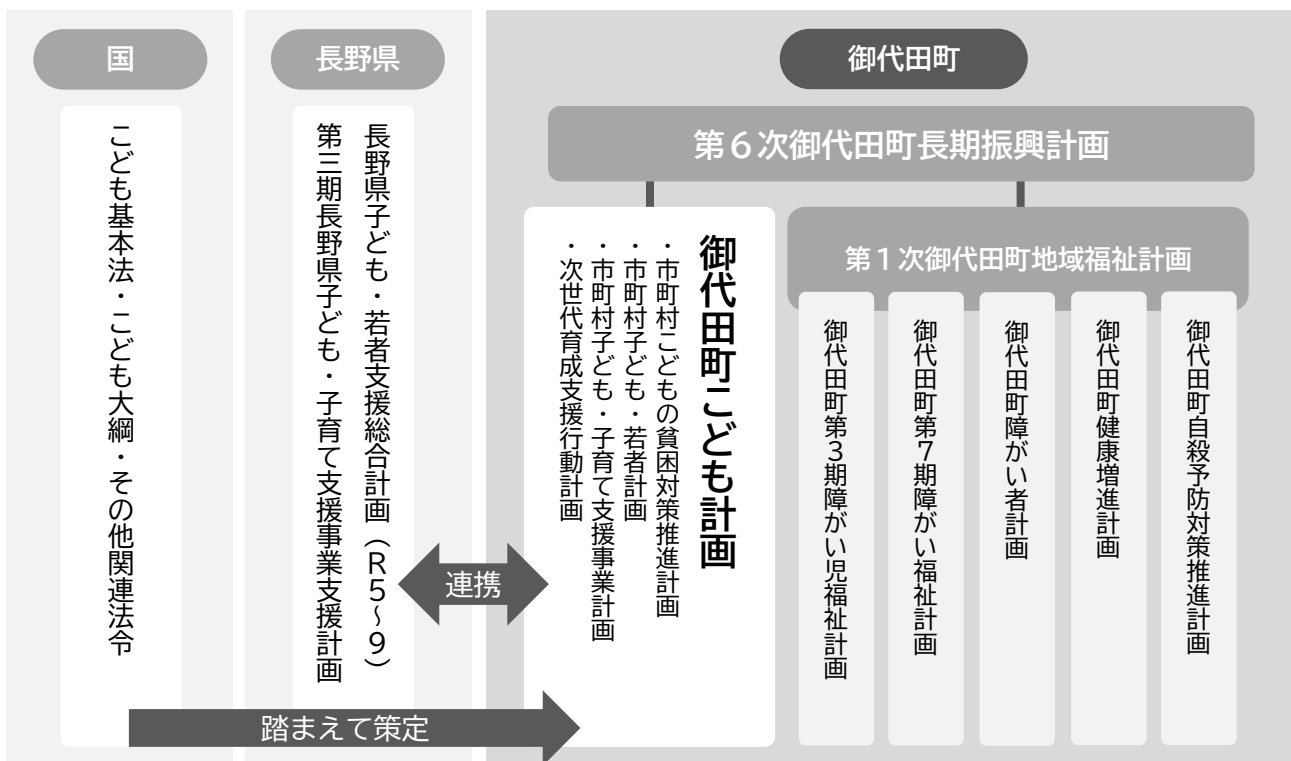


2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく市町村こども計画であり、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を包含し、一体的なものとして策定します。

また、本町の最上位計画である「第6次御代田町長期振興計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

■計画の位置づけ



■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

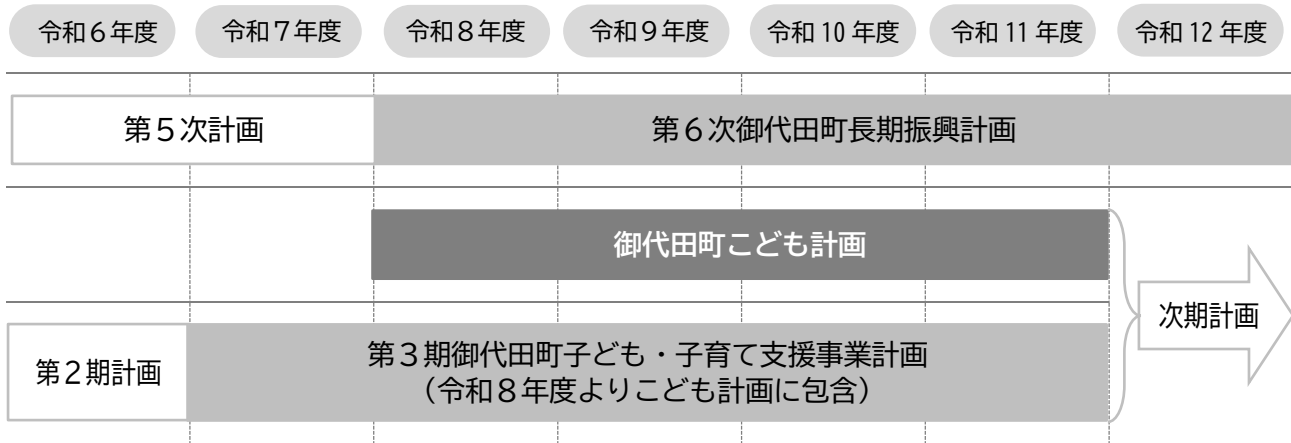
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

■計画の期間



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、こども・若者の当事者やその支援にかかわる方を対象とした意見聴取の機会を設けるとともに、パブリックコメントにより町民の皆様から広くご意見を募集し、計画に反映しました。

なお、計画の内容については、庁内の関係部署と協議・調整を行いながら相互に連携を図るとともに、子ども・子育て会議において審議を行いました。

■計画の策定体制

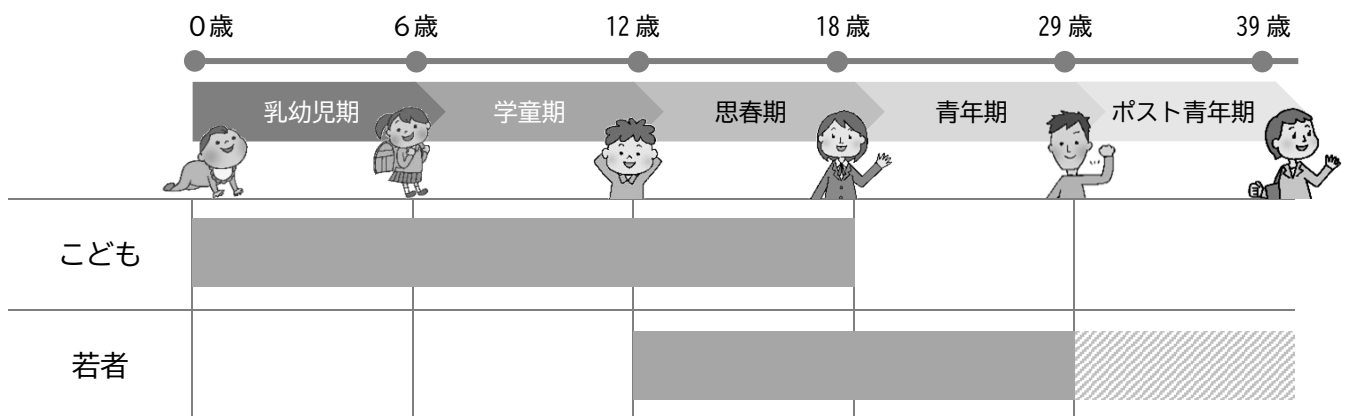
区分	内容
①こども・若者調査 (1回目調査)	対象：御代田中学校の生徒及び御代田町在住の高校生 配布数：550件（中学生 400件、高校生 150件） 期間：令和7年7月23日～令和7年9月3日 実施方法：中学生 二次元コード付き案内チラシを学校を通じて配布、WEB回答 ：高校生 二次元コード付き案内チラシを郵送にて配布、WEB回答 回収数：72件（回収率：13.1%）
②こども・若者調査 (2回目調査)	対象：御代田中学校の生徒 配布数：462件 期間：令和7年11月10日～令和7年11月14日 実施方法：二次元コード付き案内チラシを郵送にて配布、WEB回答 回収数：71件（回収率：15.4%）
③支援者ヒアリング シート調査	対象：御代田町内のこども・若者の支援にかかわる機関・団体等 配布数：25件 期間：令和7年8月1日～令和7年8月18日 実施方法：メール配布、メールもしくは郵送回答 回収数：22件（回収率：88.0%）

区分	内容
④子ども・子育て会議	令和7年度中に3回開催 ◆第1回（令和7年10月27日） ・子ども・若者アンケート調査結果の報告 ・支援者ヒアリングシート調査結果の報告 ・計画骨子案の検討 ◆第2回（令和7年12月18日） ・計画素案の検討 ◆第3回（令和8年2月24日） ・パブリックコメントの報告 ・計画案の承認
⑤パブリックコメント	令和8年1月6日～1月30日 計画案を広く町民に公表し、意見を募集

5 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこども・若者の年齢は、原則として0歳からおおむね29歳までとします。なお、「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者としませんが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

■こども・若者の対象年齢イメージ



■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

6 国におけるこども・若者政策の状況

年月	法律・制度など	内容
令和元年6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことを明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年11月	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定	こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年4月	「子供・若者育成推進大綱（第3次）」閣議決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	一人ひとりのこどもの Well-being を高め、「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実が示された。
令和5年4月	「こども家庭庁」設立	「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を後押しするため、内閣府の外局として、こども家庭庁が設立された。
令和5年6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年12月	「こども大綱」閣議決定	こども基本法を踏まえ、こども施策の推進における基本理念や重要事項等、基本となる事項が示された。

年月	法律・制度など	内容
令和5年12月	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定	「こども基本法」に基づき、妊娠期から小学校1年生までの約100か月を対象に、こどもが心身ともに健やかに育つことを社会全体で支えるための基本的理念が示された。すべての人がこのビジョンに共感し、社会の考え方を変えていく「羅針盤」として機能し得ることが明記され、国や自治体が政策実施において方向性を共有できる指針としての意義が示された。
令和5年12月	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定	地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点等が示された。
令和6年5月	「こどもまんなか実行計画2024」閣議決定	「こども基本法」に基づく「こども大綱」のもとで進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランが示された。こども政策推進会議において、毎年6月頃を目途に改定される。
令和6年6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育での推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。
令和6年6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正	「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改称された。
令和6年12月	「保育政策の新たな方向性」こども家庭庁公表	待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」と「全てのこども・子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換すること等が示された。
令和7年6月	「こどもまんなか実行計画2025」閣議決定	政策ごとに目標とすることこどもや子育て当事者等の状況を定量的に明確化した上で、成果を点検しながら施策を立案・見直すことが示された。

第2章 御代田町のこども・若者を取り巻く現状

1 統計データからみる現状

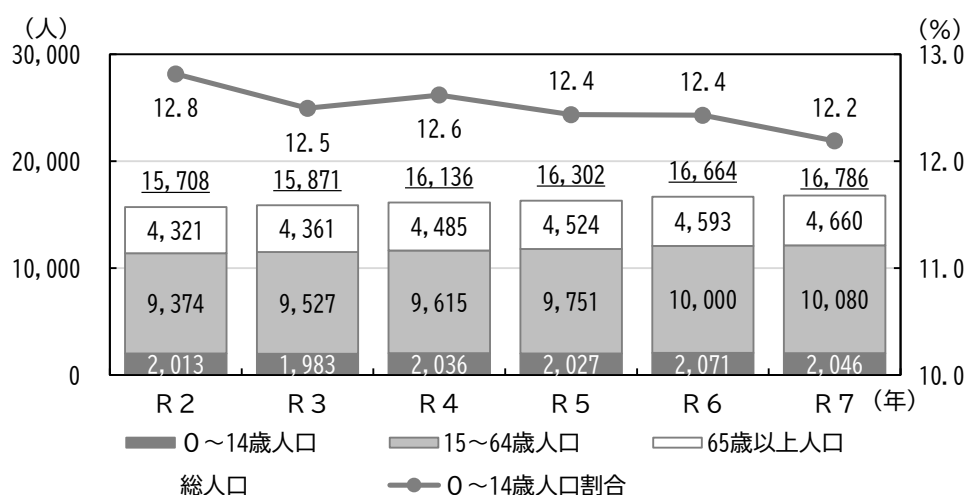
(1) 人口の状況

総人口は増加していますが、総人口に占める0～14歳人口割合は低下しています。

こども・若者の人口は令和6年まで増加しており、特に20歳代及び30歳代で増加しています。

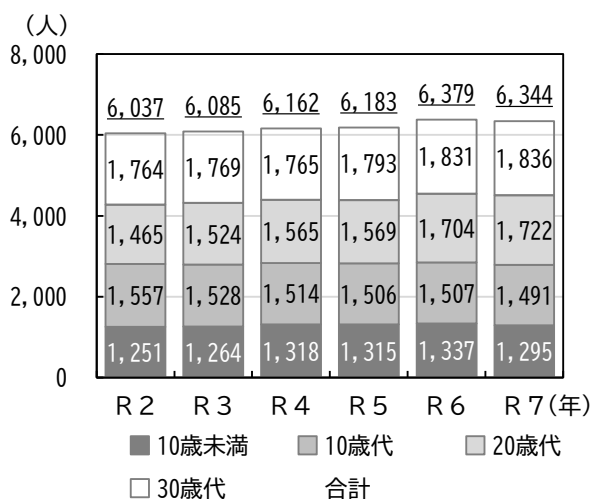
外国人のこども・若者の人口は令和5年以降で大きく増加しており、令和7年で343人となっています。

■年齢3区分人口及び年少人口割合の推移



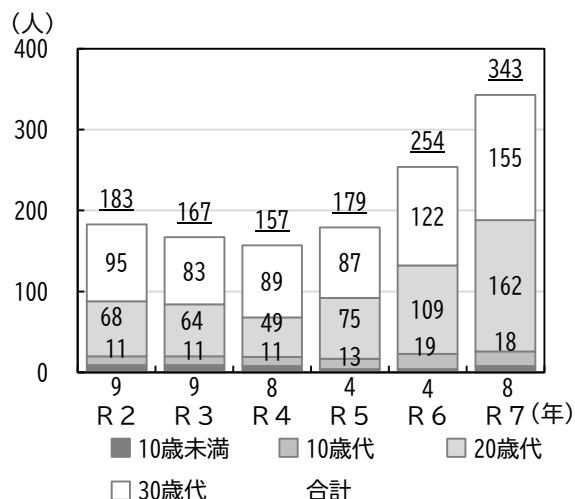
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■こども・若者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■外国人のこども・若者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆統計からみえるポイント

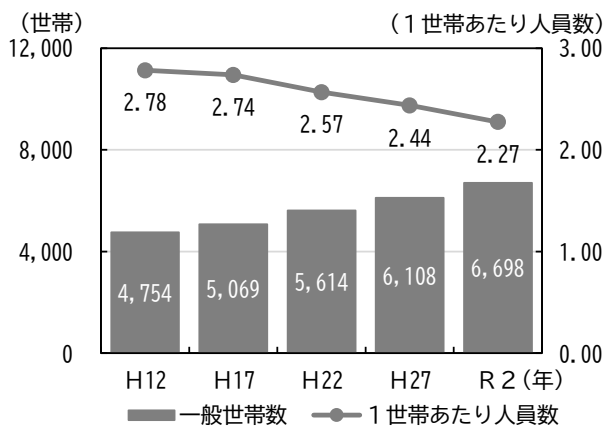
こども・若者の人口は令和6年まで増加していましたが、令和7年に減少に転じています。特に、10歳代の減少が大きいことから、今いるこども・若者が、将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりが必要です。



(2) 世帯の状況

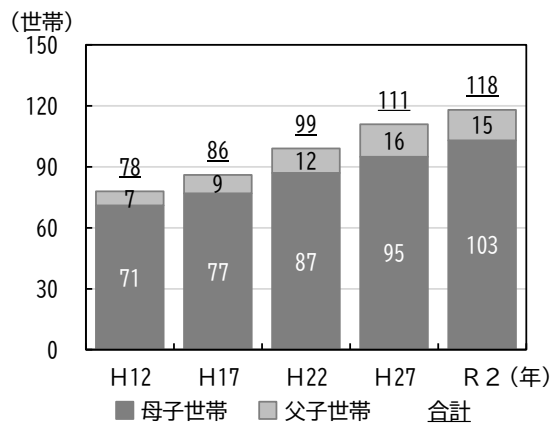
一般世帯数は増加している一方で、1世帯あたり人員数は減少しています。
ひとり親世帯数は増加しており、平成27年以降は100世帯を超えています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

◆統計からみえるポイント

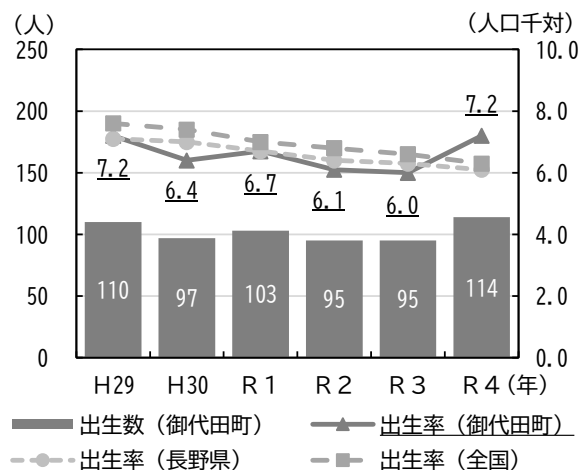
核家族化や単身世帯の増加により世帯の縮小化が進んでおり、こども・若者の孤独・孤立への対策が求められます。また、ひとり親世帯が増加しており、支援を必要とする世帯の増加が懸念されます。

(3) 出生の状況

出生数は100人前後で推移しており、令和4年で114人となっています。出生率は全国・長野県と比較して、令和3年まで低く推移していましたが、令和4年で高くなっています。

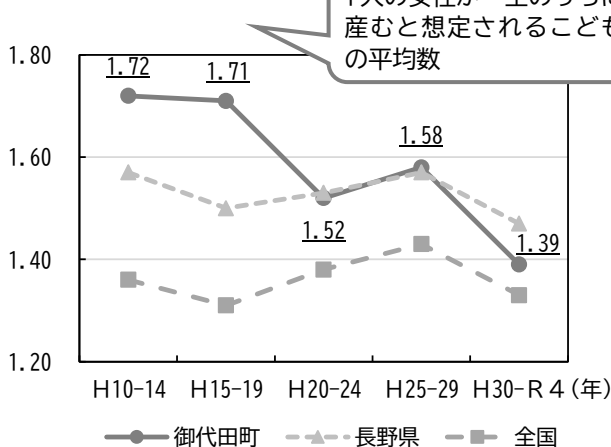
合計特殊出生率は低下傾向となっており、平成30～令和4年で長野県より低くなっています。

■出生数及び出生率の推移



資料：長野県衛生年報

■合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省 | 人口動態統計特殊報告

◆統計からみえるポイント

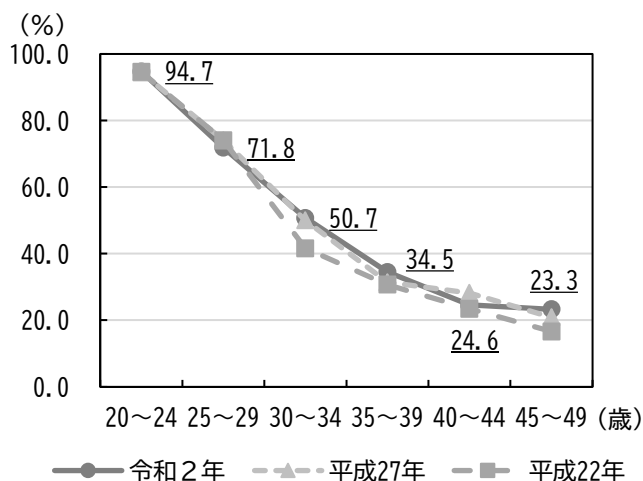
令和4年で出生数が上昇していることを踏まえ、子育て家庭への支援の一層の充実が重要となってきます。一方で、合計特殊出生率が低下傾向となっていることから、こどもを望む家庭が安心して出産・子育てができるよう、十分な支援体制の整備が求められます。



(4) 婚姻の状況

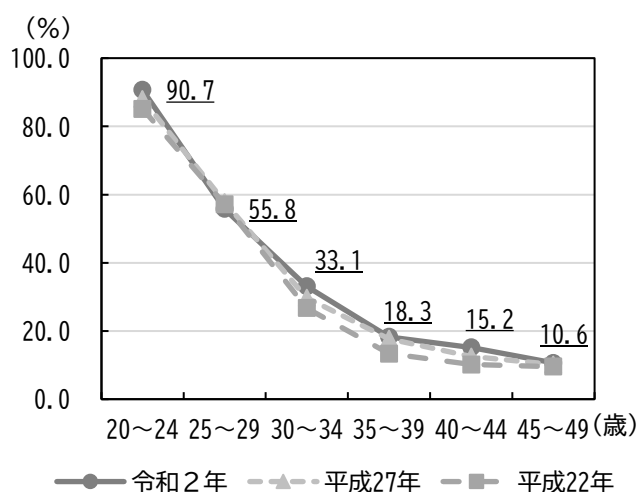
未婚率は各年代ともに、男性が女性と比べて高くなっています。性別でみると、令和2年の男性は20～24歳、30～34歳、35～39歳、45～49歳で平成22年及び平成27年と比べて高く、令和2年の女性は25～29歳を除いて、平成22年及び平成27年と比べて高くなっています。

■未婚率（男性）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■未婚率（女性）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

◆統計からみえるポイント

未婚率は男女とも上昇傾向にあり、晩婚化や非婚化の進行に伴い、将来的な少子化への影響が懸念されます。

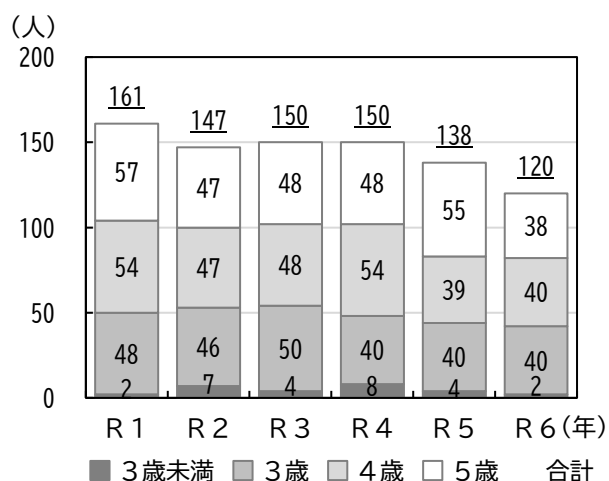


(5) こども・若者の状況

幼稚園園児数は減少傾向となっています。内訳をみると、5歳児が令和5年の55人から令和6年で38人と、大きく減少しています。

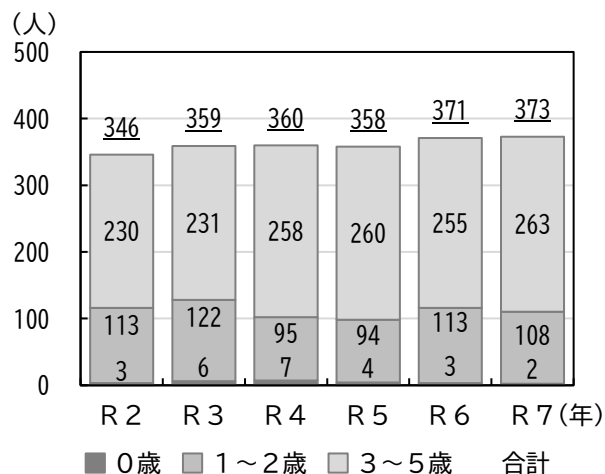
保育園等園児数は増加傾向となっており、令和7年で373人となっています。

■幼稚園園児数の推移



資料：御代田町・施設等利用給付（各年10月1日時点）

■保育園等園児数の推移

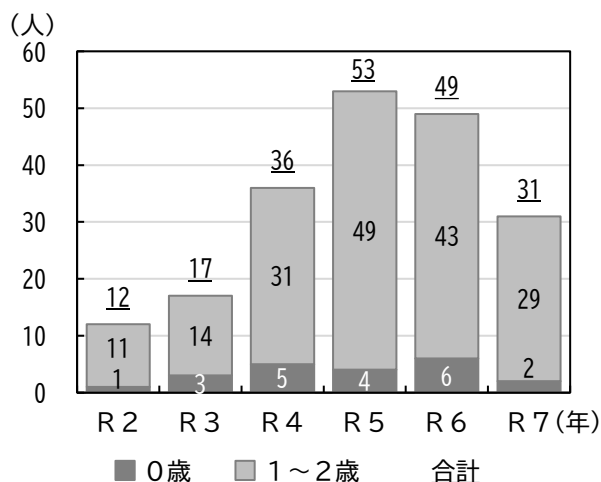


資料：御代田町・利用状況集計表（各年4月1日時点）

小規模保育所等園児数は令和5年まで増加していましたが、その後減少に転じ、令和7年に1園休止したことにより、大きく減少しています。

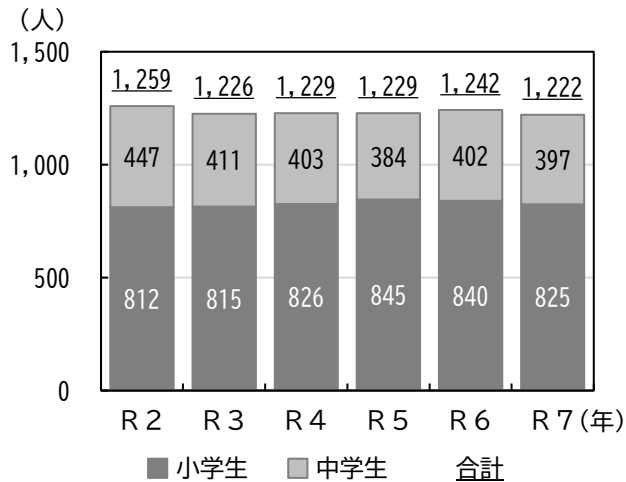
児童・生徒数はおおむね横ばいの状態となっており、令和7年で1,222人となっています。

■小規模保育所等園児数の推移



資料：御代田町・利用状況集計表（各年4月1日時点）

■児童・生徒数の推移



資料：企画財政課・学校基本調査（各年5月1日時点）

◆統計からみえるポイント

幼稚園園児数が減少している一方で、保育園等園児数は増加傾向にあり、幼児期の保育・教育ニーズは多様化・変化していることが伺えます。

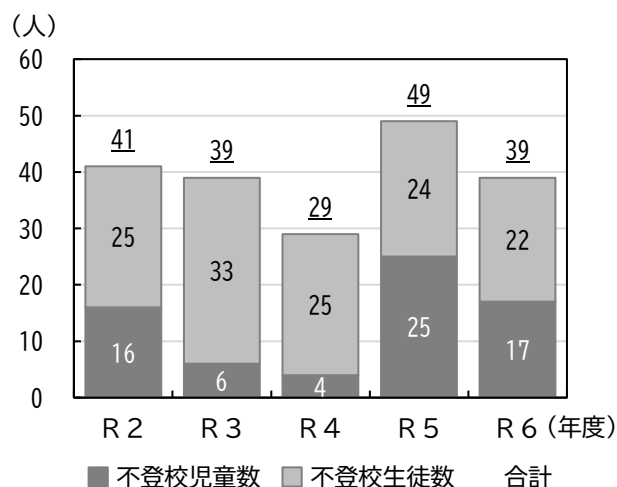


（6）支援が必要なこども・若者の状況

不登校児童・生徒数は増減しながら推移しており、令和6年度で39人となっています。

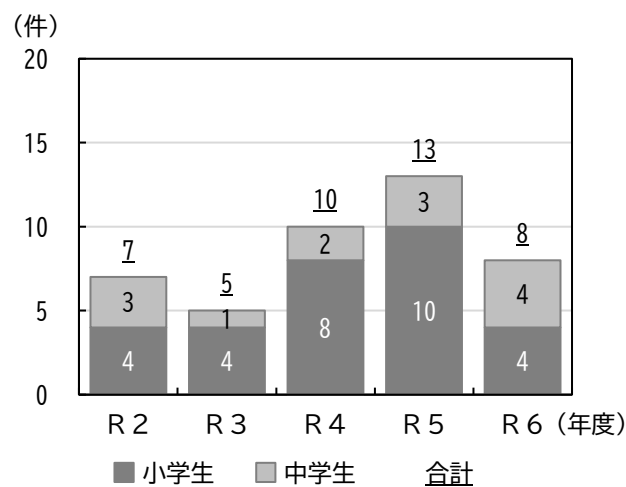
いじめ認知件数は令和4年度以降で10件を超えていましたが、令和6年度で8件となっています。

■不登校児童・生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（各年度3月末時点）

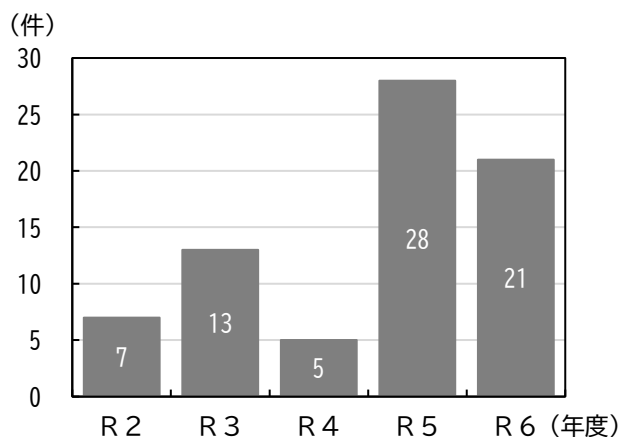
■いじめ認知件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（各年度3月末時点）

虐待通報件数は、令和5年度以降で20件を超えています。

■虐待通報件数の推移

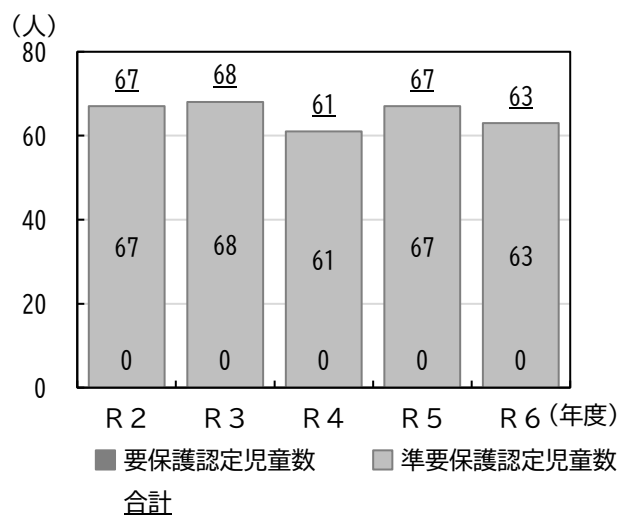


資料：御代田町・保健福祉課福祉係（各年度3月末時点）

要保護認定児童数・準要保護認定児童数は、いずれの年度も60人台で推移しています。

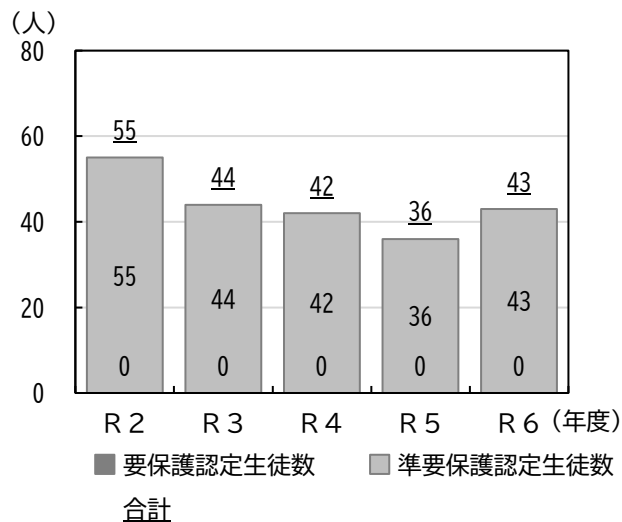
要保護認定生徒数・準要保護認定生徒数は減少していましたが、令和6年度で43人と増加に転じています。

■要保護認定児童数・準要保護認定児童数の推移



資料：教育委員会・学校教育係（各年度3月末時点）

■要保護認定生徒数・準要保護認定生徒数の推移



資料：教育委員会・学校教育係（各年度3月末時点）

◆統計からみえるポイント

不登校やいじめが一定数存在しています。不登校などの学校における問題は、こどもの心身の状況、家庭や学校の状況等、様々な要因が存在していると考えられ、こどもの安心・安全を支える体制の強化が必要です。あわせて、虐待や要保護・準要保護認定児童・生徒など、家庭環境や経済状況に応じた支援体制の充実も求められます。



2 こども・若者アンケート調査及び支援者ヒアリングシート調査の結果

(1) こども・若者アンケート調査の結果概要

中学生・高校生の生活や意識に関する状況・意見等を収集することで、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。アンケート調査の実施概要は以下の通りです。なお、一部の設問については2回目のアンケート調査を実施しました。

(詳しい結果については、右の二次元コードまたはURLを参照)

《報告書閲覧はこちらから》



〈<https://www.town.miyota.nagano.jp/category/kosodateshien/186305.html>〉

◆1回目調査

- 対象：御代田中学校の生徒及び御代田町在住の高校生
- 期間：令和7年7月23日～令和7年9月3日
- 実施方法：中学生 | 二次元コード付き案内チラシを学校を通じて配布、WEB回答
：高校生 | 二次元コード付き案内チラシを郵送にて配布、WEB回答

■アンケート調査概要

調査対象者	調査対象数	回収数	回収率
中学生	400 件	23 件	5.8%
高校生	150 件	48 件	32.0%
合計	550 件	72 件※	13.1%

※学年についての設問への「不明・無回答」1件を含む。

◆2回目調査

- 対象：御代田中学校の生徒
- 期間：令和7年11月10日～令和7年11月14日
- 実施方法：二次元コード付き案内チラシを郵送にて配布、WEB回答

■アンケート調査概要

調査対象者	調査対象数	回収数	回収率
中学生	462 件	71 件	15.4%

※今回のアンケート調査におけるサンプリング誤差は±10～15%であり、調査結果には一定の偏りが生じている可能性があります。そのため、調査結果は参考資料として掲載しています。

(2) 支援者ヒアリングシート調査の結果概要

こども・若者の支援にかかわる上での経験や日々の活動で思うことや感じていることをお伺いし、本町のこども・若者、子育て家庭が抱える課題や今後の支援策について検討する際の基礎資料とするために、ヒアリングシート調査を実施しました。なお、調査の実施概要は、以下の通りです。

(詳しい結果については、右の二次元コードまたはURLを参照)

《報告書閲覧はこちらから》



〈<https://www.town.miyota.nagano.jp/category/kosodateshien/186305.html>〉

- 対象：御代田町内のこども・若者の支援にかかわる機関・団体等
- 期間：令和7年8月1日～令和7年8月18日
- 実施方法：メール配布、メール回答もしくは郵送回答

■ヒアリング調査概要

調査対象数	回収数	回収率
25	22	88.0%

3 課題のまとめ

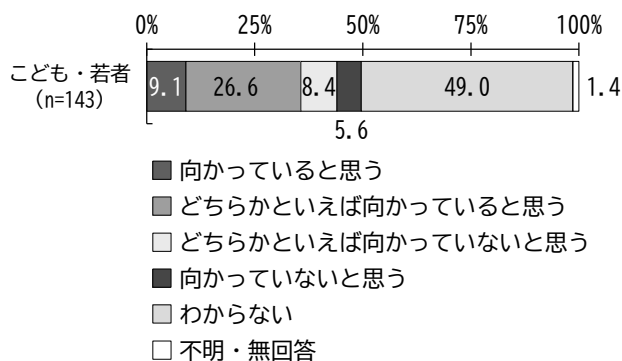
課題1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた気運醸成

地域全体で「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会の実現に向けて取組を進めていくことが重要です。

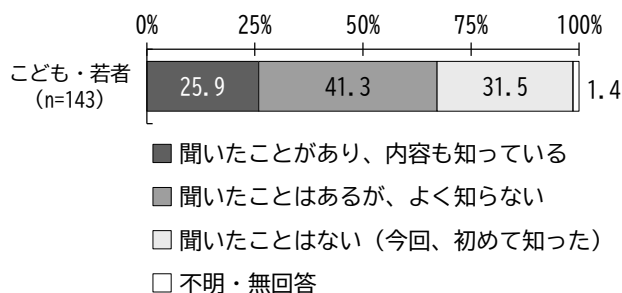
こども・若者アンケート調査結果によると、御代田町が「こどもまんなか社会」の実現に『向かっていると思う』(「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算)の回答は3割台となっています。また、「こどもの権利」や「こども基本法」の認知度もそれぞれ2割台にとどまっており、いずれも十分とはいえない状況となっています。

そのため、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こどもの権利」や「こども基本法」等の考え方をこども・若者はもちろん、大人にも浸透させていく必要があります。

■御代田町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか (こども・若者アンケート調査)



■「こどもの権利」の認知度 (こども・若者アンケート調査)



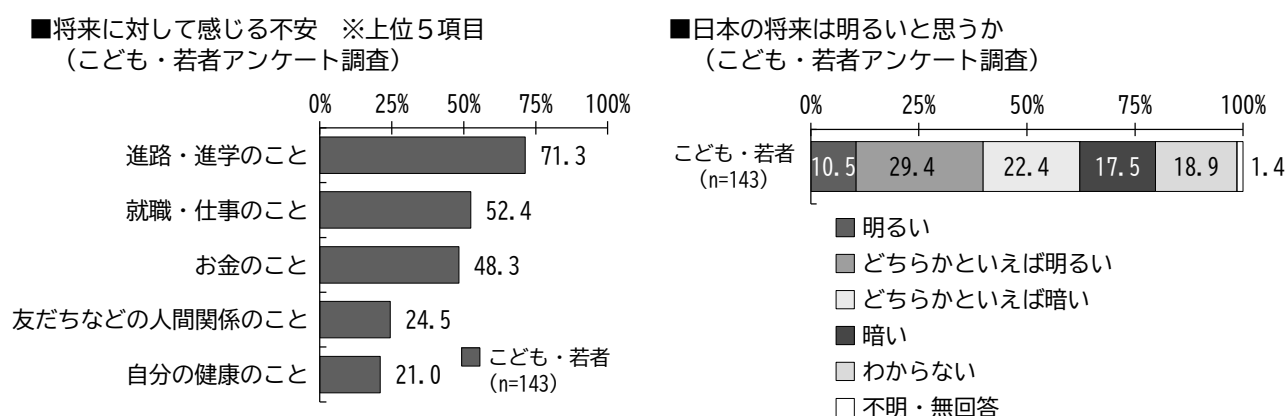
課題2 こども・若者の居場所・活躍機会の拡大

こども・若者が安心して過ごせる居場所の確保と、活躍の機会の拡大は、健やかな成長や社会参加を支えるために不可欠です。

統計データによると、ひとり親家庭の増加や世帯の縮小化が進んでいます。また、不登校児童・生徒が一定数存在します。こども・若者アンケート調査結果によると、今の自分にとっての居場所について、「自分の部屋」が65.7%、「家庭（実家や親せきの家を含む）」が60.8%と、回答の上位を占めています。共働き世帯も増えていることが見込まれるため、こども・若者が自宅以外で安心して過ごせる居場所の整備を進めていく必要があります。

また、本町では、こども・若者の人口が増加傾向にあります。一方で、自分の将来について『希望がない』（「どちらかといえば希望がない」と「希望がない」の合算）の回答が2割以上であるほか、将来に対して不安を感じていることとして、「進路・進学のこと」が7割以上を占めています。さらに、日本の将来について『暗い』（「どちらかといえば暗い」と「暗い」の合算）の回答が約4割となっています。

以上のことから、こども・若者の意見の積極的な反映などを通じ、将来に希望を持てる環境の整備に取り組むことが求められます。



課題3 こども・若者の包括的な相談支援体制の整備

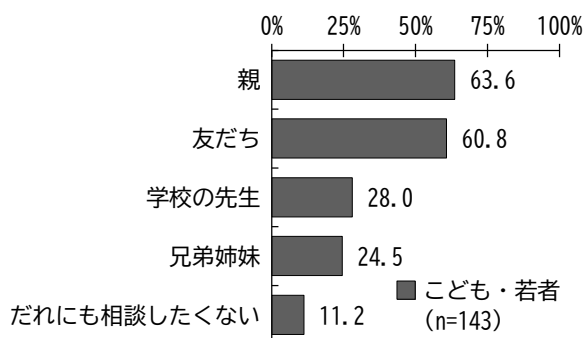
近年、こども・若者を取り巻く課題の複雑化・複合化により、こども・若者が抱える悩みや不安も多岐にわたっています。

こども・若者アンケート調査結果によると、悩みや不安を感じた時に「相談したいが、相談できる人や場所はない」「だれにも相談したくない」の回答の合計が2割程度となっています。

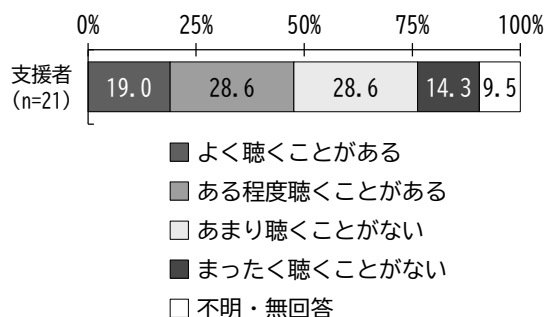
また、支援者ヒアリングシート調査結果によると、活動の中で、こども・若者から困りごとや悩みごとを『聴くことがある』（「よく聴くことがある」と「ある程度聴くことがある」の合算）の回答が5割程度となっており、具体的には学校生活や家庭環境、友人関係、将来への不安等が挙げられています。

本町では、令和7年4月にすべてのこども・若者に寄り添い、切れ目のない支援を行うことを目的として「こども家庭センター」を開設しました。こども・若者アンケート調査結果によると、「こども家庭センター」の認知度は1割未満にとどまっています。「こども家庭センター」を中心として、すべてのこども・若者に寄り添った切れ目のない支援体制を整備していく必要があります。

■悩みや不安を感じたとき相談先 ※上位5項目
(こども・若者アンケート調査)



■活動の中で、こども・若者から困りごとや悩みごとを
聴くことがあるか (支援者ヒアリングシート調査)

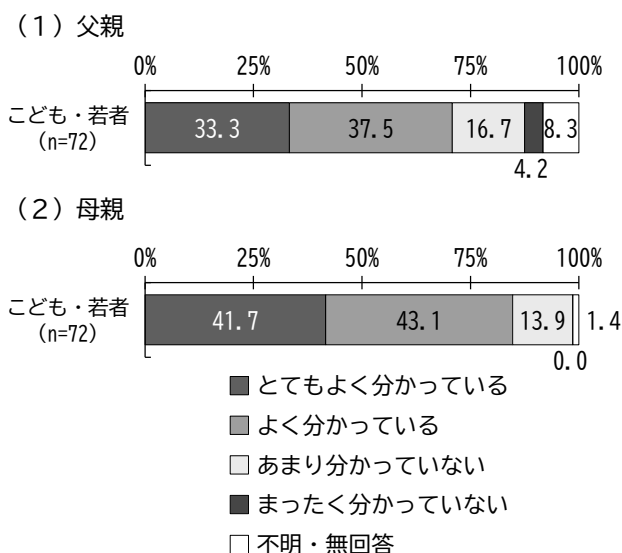


課題4 すべてのこども・若者と家庭の安心を支える切れ目のない支援の充実

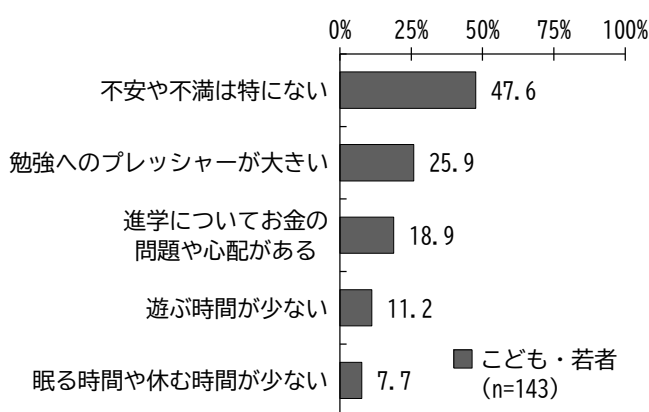
統計データによると、虐待通報件数や要保護・準要保護認定児童・生徒、不登校児童・生徒の存在が一定数みられ、このようなこども・若者には、特に支援が必要であると想定されます。こども・若者アンケート調査結果によると、父親や母親が自分の気持ちを『分かっていない』(「あまり分かっていない」と「まったく分かっていない」の合算)の回答が1～2割程度となっているほか、家族との生活の中で何かしらの『不安や不満を感じている』の回答は約半数にのぼっています。加えて、家族の介護等のために自身の活動が制限されるヤングケアラーの存在も明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、こども・若者が健やかに成長できるよう、一人ひとりの悩みや状況等に寄り添いながら、切れ目のない支援の充実が必要です。

■父親や母親は自分の気持ちをよく分かっていると思うか (こども・若者アンケート調査)



■家族との生活の中で、不安や不満を感じていること ※上位5項目 (こども・若者アンケート調査)

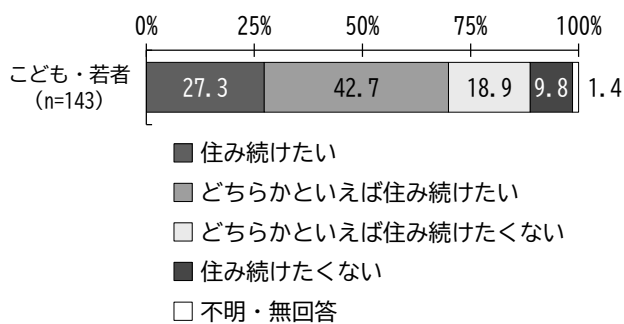


課題5 住み続けたいと思うまちづくり

こども・若者アンケート調査結果によると、御代田町に『住み続けたい』（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合算）の回答が7割程度となっています。一方で、『住み続けたくない』（「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合算）と答えた人が、どうすれば住み続けたいと思うかについて、「交通が便利で、どこかへ行きやすいこと」が6割台となっているほか、「お店や遊ぶ場所があること」が半数近くとなっています。

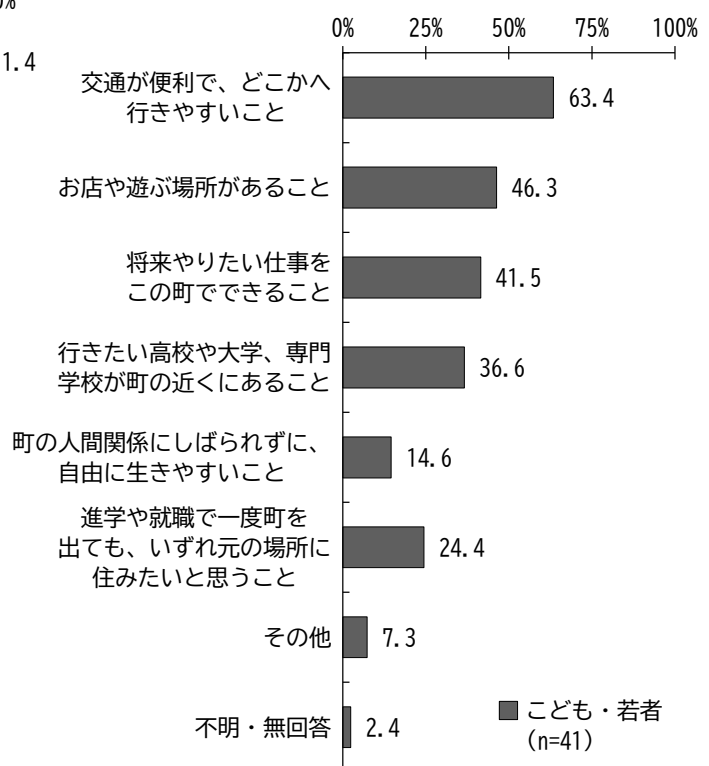
こども・若者人口は増加傾向となっていますが、今後の人口減少局面も見据え、今後もこども・若者が「住み続けたい」と思える地域の魅力づくりに取り組むことが求められます。

■御代田町への定住意向（こども・若者アンケート調査）



■どうすれば住み続けたいと思うか
（こども・若者アンケート調査）

※『住み続けたくない』と回答した方



第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

本町では、令和7年3月に策定した「第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画」において、「すべてのこどもが希望にあふれ、のびのび成長できるまち みよた」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進しています。

また、町の最上位計画である「第6次御代田町長期振興計画」においては、まちの将来像として「未来へつなぐ サステナブルタウン 御代田」を掲げています。

本計画においては、上記のような本町のこれまでの流れや上位計画の方向性などを踏まえ、これまで取り組んできた子育て施策を引き続き進めるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「こども・若者の意見の尊重及び反映」等の考え方を加えた、こども・若者に関する総合的な取組を、行政や家庭、学校、地域などが一体となって推進していくことが重要です。

以上のような考え方から、本計画の基本理念を「自分らしい未来をこどもたちが見つけられるまち 御代田 ～助け合い 希望に導く みんなのちから～」と設定し、こども・若者施策のさらなる充実と推進を図ります。

基 本 理 念

自分らしい未来をこどもたちが見つけられるまち 御代田
～助け合い 希望に導く みんなのちから～



2 数値目標

国の「こども大綱」において位置づけられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を踏まえ、本計画においては次の数値目標を掲げ、計画の進捗を管理します。

■「こども大綱」数値目標等との比較一覧

No.	項目	こども大綱		御代田町	
		現状	目標	現状	目標
1	「こどもまんなか社会の実現に向かってい る」と思う人の割合（＊1）	15.7% （令和5年）	70%	19.5%	70%
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合 （＊2）	60.8% （令和4年）	70%	61.1%	70%
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の 割合（自己肯定感の高さ）（＊3）	60.0% （令和4年）	70%	65.3%	70%
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合 （＊4）	74.2% （令和4年）	80%	70.9%	80%
5	「自分には自分らしさというものがある」と 思うこども・若者の割合（＊5）	84.1% （令和4年）	90%	88.9%	90%
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこ ども・若者の割合（＊6）	97.1% （令和4年）	現状維持	93.0%	現状維持
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることがで きている」と思うこども・若者の割合（＊7）	51.5% （令和4年）	70%	13.8%	50%
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いても らえている」と思うこども・若者の割合（＊8）	20.3% （令和5年）	70%	57.0%	70%
9	「自分の将来について明るい希望がある」と 思うこども・若者の割合（＊9）	66.4% （令和4年）	80%	77.8%	80%
10	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者 の割合（＊10）	31.0% （平成30年）	55%	34.7%	55%
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の 実現に向かってい」と思う人の割合（＊11）	27.8% （令和5年）	70%	27.8%	70%

【「こども大綱」における現状値の出典】

- * 1 : 16～49 歳の回答結果。(こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)
- * 2 : 0～10 の選択肢で 7 以上と答えた 15 歳の割合。OECD 平均は 61.4% [2022 年]。
(OECD「生徒の学習到達度調査 (PISA)」)
- * 3 : 15～39 歳の回答結果。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- * 4 : 「学校ですぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ 15 歳の割合。
OECD 平均は 74.6% [2022 年]。(OECD「生徒の学習到達度調査 (PISA)」)
- * 5 : 15～39 歳の回答結果。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- * 6 : 15～39 歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」のすべてについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」または「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者(無回答者を含む。)の割合を全体から減じた割合。
(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- * 7 : 15～39 歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった(ない)」又は「どちらかといえば、なかった(ない)」と回答した者の割合。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- * 8 : 16～29 歳の回答結果。(こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)
- * 9 : 15～39 歳の回答結果。(こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)
- * 10 : 13～29 歳の回答結果。調査対象国全体での平均は 52.8%。(こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」)
- * 11 : 16～49 歳の回答結果。(こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」)

【御代田町における現状値の設問番号(こども・若者アンケート調査より)】

- * 1 : 問 29 の回答結果。御代田町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思うかに対して、「向かっている」「どちらかといえば向かっている」を合算した割合。
- * 2 : 問 12 の回答結果。最近の生活全般に、どのくらい満足しているかに対して、「満足度 7」「満足度 8」「満足度 9」「満足度 10」を合算した割合。
- * 3 : 問 10-①の回答結果。今の自分が好きかに対して、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合算した割合。
- * 4 : 問 11 の回答結果。学校ですぐに友だちができるかに対して、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合算した割合。
- * 5 : 問 10-⑤の回答結果。自分には自分らしさというものがあると思うかに対して、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合算した割合。
- * 6 : 問 17 の回答結果。「家庭や学校生活など普段の暮らしのなかで、困ったときに助けてくれる人」はだれかにに対して、「そのような人はいない」「不明・無回答」を合算した割合を全体から減じた割合。
- * 7 : 問 9 の回答結果。これまでの生活の中で、学校や家などで思うようにいかなかったり、うまく生活できなかったり、困ったことがあった経験はあるか、また、今もそのような経験があるかに対して、「どちらかといえば経験がなかった(ない)」「今までに経験がなかった(ない)」を合算した割合。
- * 8 : 問 41 の回答結果。御代田町の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかに対して、「聞いてもらえていると思う」「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」を合算した割合。
- * 9 : 問 25 の回答結果。自分の将来について明るい希望を持っているかに対して、「希望がある」「どちらかといえば、希望がある」を合算した割合。
- * 10 : 問 27 の回答結果。日本の将来は明るいと思うかに対して、「明るい」「どちらかといえば明るい」を合算した割合。
- * 11 : 問 32 の回答結果。御代田町が、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思うかに対して、「向かっていると思う」「どちらかといえば向かっていると思う」を合算した割合。

3 計画の施策体系

基本理念

自分らしい未来をこどもたちが見つけられるまち

御代田 〽助け合い 希望に導く みんなのちから〽

重点プロジェクト1

こども・若者はばたく未来活躍促進
プロジェクト

重点プロジェクト2

こども・若者まるとサポートプロジェクト

基本目標

施策

1 ライフステージを通じた、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	(4) こどもの貧困対策
	(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
	(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援	(1) こどもの誕生前から幼児期まで
	(2) 学童期・思春期
	(3) 青年期
3 安心して子育てができる当事者支援の充実	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援
	(3) 共働き・共育ての推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	(4) ひとり親家庭への支援

第4章 重点プロジェクト

13～16 ページで整理した本町の課題に重点的に取り組むため、本計画では2つの重点プロジェクトを設定し、推進していきます。

課題1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた気運醸成 (p.13)

課題2 こども・若者の居場所・活躍機会の拡大 (p.14)

重点プロジェクト1 こども・若者はばたく未来活躍促進プロジェクト

「こどもまんなか社会」の実現のため、広報紙やSNS等を活用した情報発信の強化、「住み続けたい」と思える地域の魅力づくり等、本町におけるすべてのこども・若者が希望を持てる支援や仕組みづくりを進めていきます。

No.	指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
1	こども会議（仮称）の設置検討	未設置	設置
2	こどもの憩いの場※の創設	0か所	1か所

※「こどもの憩いの場」とは、0～18歳までのこどもが自由に出入りでき、一人ひとりの過ごし方を実践できる場、相談できる場を想定しています。

01. 「こどもの権利」についての啓発

「こどもまんなか社会」の実現を目指して取り組んでいけるよう、町民への「こども基本法」や「こどもの権利」について理解を深められる機会を設けます。当事者であるこども・若者だけでなく、こども・若者を支援する立場である大人も対象とし、「こどもの権利」に関する意識を高めるための情報提供や啓発活動を推進します。

◆関連する事業

1. 「こどもの権利」に関する意識啓発の推進
2. 「こども基本法」の周知・啓発

02. こども・若者の意見表明・反映の仕組みづくり

こども・若者が町政に興味・関心を持ち、意見を表明することができる機会を充実し、町政へのこども・若者の意見の反映に努めます。

◆関連する事業

3. こどもの意見表明
4. こども会議の設置

03. こども・若者の居場所づくり

こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所となるよう充実を図るとともに、放課後児童クラブなどの地域における多様な居場所づくりを促進します。

◆関連する事業

7. こどもの居場所の確保
9. 児童館（地域子育て支援拠点事業）
10. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

課題3 こども・若者の包括的な相談支援体制の整備（p.14、15）

課題4 すべてのこども・若者と家庭の安心を支える切れ目のない支援の充実（p.15）

重点プロジェクト2 こども・若者まるとサポートプロジェクト

「こども家庭センター」を幅広く周知・啓発するとともに、「こども家庭センター」を中心に関係機関と連携しつつ、すべてのこども・若者や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います。

No.	指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
1	「こども家庭センター」の認知度（こども・若者調査）	5.6%	50%

01. 「こども家庭センター」を核とした相談支援体制

「こども家庭センター」を中心として、各種相談機関と連携しながら迅速に情報共有することで、適切な支援につなぐ包括的な体制の強化を図ります。

◆関連する事業

- 27. 養育支援訪問事業・その他要保護児童の支援に資する事業
- 53. 乳幼児健康診査
- 107. 社会的養育の推進
- 119. プッシュ型による相談支援とワンストップで必要な支援につなげる相談支援の実施

02. ライフステージごとの支援の充実

こども・若者がそれぞれのライフステージに応じて安心して成長できるよう、本計画において、ライフステージ別の施策を体系的に整理し、切れ目のない支援の充実を図ります。

◆関連する事業

基本目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

の各事業



2つのプロジェクトの推進により、
「課題5 住み続けたいと思うまちづくり」も達成！



第5章 施策の展開

基本目標1 ライフステージを通した、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり

成長過程で切れ目のない支援を提供できるよう、ライフステージを通して縦断的に実施するべき重要事項として設定した7つの項目に沿って事業を展開し、すべてのこども・若者が成長・活躍できる環境づくりを推進します。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

「こどもの権利」や「こども基本法」を周知するとともに、こどもが自らの考えや意見を表明できる環境づくりを整備するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた社会機運の醸成に努めます。

また、関係機関との連携により、虐待や体罰、不適切な指導の発生の防止や早期発見、早期対応に努め、こども・若者の権利を守ります。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	★「こどもの権利」に関する意識啓発の推進	○「こどもの権利」を周知するとともに、人権教育・啓発を進めるなど、こどもの最善の利益を図ります。	町民課
2	★「こども基本法」の周知・啓発	○すべてのこども・若者が「こども基本法」の考え方や内容をきちんと理解できるよう、わかりやすい情報発信や啓発に取り組みます。	町民課
3	★こどもの意見表明	○こどもが自分の意見を表明し、その意見が尊重される環境づくりを推進します。	町民課
4	★こども会議（仮称）の設置	○こども・若者の意見を聴く場として、こども会議（仮称）を設置します。	町民課
5	御代田町虐待等防止ネットワーク協議会	○御代田町虐待等防止ネットワーク協議会において、虐待等の発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。また、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、地域の中で各種虐待の認識の向上を図ることで、個別支援を継続的に実施できる体制を整備します。 ○保健・福祉・医療・教育・警察等、対象者を取り巻く地域の関係機関や関係者がネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取組を推進します。	保健福祉課
6	体罰や不適切な指導の根絶	○幼稚園や保育園、小・中学校を対象に周知・啓発を行うなど、体罰や不適切な指導の根絶を図ります。 ○地域展開となる部活動指導者やスポーツ少年団指導者への啓発を検討します。	教育委員会

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

児童館やまなびの館、公民館等を活用し、こども・若者が安心して生活できる居場所を確保します。

また、放課後や長期休みにおけるこどもの居場所として、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施し、こどもの健全育成を図ります。

さらに、多様な体験の場を提供し、こどもが自然や歴史、文化等にふれあう機会を創出します。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
7	★こどもの居場所の確保	○放課後の小学生の居場所づくりとして、放課後児童クラブや地域子育て支援事業等の充実を図り、共働き家庭におけるこどもの居場所の確保に努めます。	町民課
8	安心・安全な保育園・児童館の整備	○保育園や児童館を利用するこどもが安心・安全に施設や遊具を利用できるよう、整備します。	町民課
9	★児童館（地域子育て支援拠点事業）	○こどもの遊びや生活の援助、地域における子育て支援を行い、こどもの健全育成を図ります。 ○放課後子ども教室との一体的な提供に向けた検討を進めます。	町民課
10	★放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○保護者の就労等により、放課後や学校の長期休み等の昼間に留守をしている小学生に対して、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ○利用状況や利用意向を踏まえて、提供体制の整備を進めます。 ○「大林児童館」「東原児童館」の職員による合同職員会議を年に数回実施するなど、関係機関との連携を図りながら運営を行います。	町民課
11	多様な学び場の充実	○まなびの館「エコールみよた」や公民館等の公共施設の適切な管理・運営により、こどもが多様な学びを得られる場所を提供します。	教育委員会
12	こども映画会	○幼児・児童を対象に、人形劇の上演や映画の上映を行います。	教育委員会
13	農作物収穫体験	○小学生を対象として、地域の農産物の収穫体験を実施します。収穫した農作物は給食で利用するほか、家庭に持ち帰ります。 ○農作業を通じて、親子や仲間とのふれあいの場、貴重な体験の場を提供します。	教育委員会
14	こども自然探検隊	○小学生を対象に年5回開催します。地域の自然を探検し、学ぶ機会を提供することで、こどもの社会性や創造性を養います。 ○毎年参加するこどもや低年齢のこどもが安全に楽しく勉強できるよう、内容の充実を図ります。	教育委員会
15	職場体験学習	○中学校における進路学習の一環として、町内外の事業所において職場体験学習を実施し、生徒の職場観・勤労観の育成を図ります。 ○生徒が働く人と直接関わることで、実際の知識や技術にふれ、学ぶことや働くことの大切さ、生きることの尊さを実感できる機会を提供します。	教育委員会

No.	事業名	事業の内容	担当課
16	思春期ふれあい体験学習	○中学2年生を対象に家庭科授業において、保育園でのふれあい体験学習を実施します。 ○乳幼児とのふれあいを通じて、命の尊さや性の尊厳、こどもや家庭の大切さを理解するための機会とします。	教育委員会
17	ナイトミュージアム	○小学生を含む家庭を中心に、「浅間縄文ミュージアム」の常設展示や企画展について学芸員による解説を行うとともに、実際に本物の土器や石器等にふれる体験を通じて、御代田町の歴史や活火山である浅間山に対する理解と関心を深めます（年2回ほど）。	教育委員会
18	縄文まつり	○秋に「浅間縄文ミュージアム」を特別に無料開放し、どんぐりやマツボックリを使った工作体験、弓矢を用いた縄文射的等を実施します。 ○幼児や児童が楽しみながら参加できる活動を通じて、「浅間縄文ミュージアム」への親しみを深めます。	教育委員会
19	読書推進事業	○乳幼児期から本に親しむことを目的として、乳幼児から小学校低学年児童を対象に、図書館や児童館にてボランティアや職員による本の読み聞かせを行います。 ○「ブックスタート事業」として、10 か月児健診の際に絵本のプレゼントと読み聞かせを行います。 ○「セカンドブック事業」として、町内の小学校新1年生を対象に、児童図書をプレゼントします。	教育委員会
20	地域との交流	○家庭や地域との連携により、小学校の総合学習における社会体験や自然体験を通じて、高齢者等の地域住民との交流を深めます。	教育委員会
21	龍神まつり	○伝統文化を次の世代に継承するために、「信州御代田・龍神まつり」において、御代田南小学校及び御代田北小学校の5、6年生が子龍の舞を実施します。	産業経済課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケア（男性、女性ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと）の推進等により、若い世代への健康管理に関する支援を充実します。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
22	妊娠前の健康管理の推進	○若い世代を対象に、性や妊娠のための健康管理を促す取組として、プレコンセプションケアを推進します。	保健福祉課

(4) こどもの貧困対策

こどもの将来が、こどもの生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育支援の充実を図るとともに、日常生活面に関する支援や就労支援、経済的支援を展開するなど、貧困家庭の自立に取り組みます。

また、関係機関と連携・協働し、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
23	連携による教育支援の推進	○学校を地域に開いて、地域と連携するプラットフォームとして位置づけ、関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーと協働して支援体制の充実を図ります。 ○要保護児童対策地域協議会やこども・若者支援地域協議会等を活用し、困難な状況にあるこども・若者を早期に把握し、適切な支援につなげるための体制を強化します。	教育委員会
24	就学援助、修学支援による教育費負担の軽減	○幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生・大学生等への修学支援を通じ、幼児期から高等教育まで切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。 ○高校中退の防止や中退後の継続的な支援を強化します。	教育委員会
25	体験・遊び・学習機会の確保	○こどもが安心して多様な体験や遊び、学習の機会を得られるよう支援するとともに、必要に応じて適切な支援につなげます。 ○成人期への移行期において、親からのネグレクト等により援助が受けられず、困難な状況にある学生等にも支援が行き届くよう努めます。	町民課
26	こどもの貧困・困窮対策の充実	○経済的に困難を抱えるこどもや子育て家庭に対して、教育・就学支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、あらゆる面からの支援を行います。 ○こどもの貧困問題についての周知・啓発を行います。 ○経済的に困難を抱えるこどもや子育て世帯について、生活実態の把握に努めます。	保健福祉課
27	★養育支援訪問事業・その他要保護児童の支援に資する事業	○養育支援が特に必要な家庭を対象に保健師が訪問し、養育に関する指導・相談等を実施します。 ○ネットワーク協議会実務者会議への参加等を通じて、保健福祉課・福祉係と連携し、支援が必要な家庭への適切な支援体制を整備します。 ○今後、支援が必要な家庭が増加することが見込まれるため、対象者の把握に努めます。	保健福祉課
28	こどもの貧困に対する社会の理解促進	○こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で取り組むべき課題であるとの認識のもと、国・地方公共団体・民間の企業・団体等が連携・協働し、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。	保健福祉課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこどもや家庭に対して、各種手当の支給やサービスの充実を図り、日常生活において必要な支援を行います。

また、医療的ケア児について、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置するなど、きめ細やかな支援を行います。

さらに、学校でのインクルーシブ教育を推進するため、障がいの状態や特性に応じた教育の充実に取り組みます。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
29	特別児童扶養手当	○精神または身体に障がいのあるこどもがいる家庭に対して、特別児童扶養手当を支給し、福祉の向上及び看護する父母や父母以外の養育者が安定した生活を送ることができるよう支援します。なお、認定については長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。	保健福祉課
30	補装具費給付事業	○身体に障がいのあるこどもが生活しやすくなるよう、必要な補装具の支給や修理を行います。	保健福祉課
31	日常生活用具給付事業	○在宅で生活する身体や知的障がいのあるこどもが、日常生活をより便利に送れるよう、障がいの内容や程度に応じた日常生活用具を支給します。	保健福祉課
32	障害児福祉手当	○日常生活で常に介護が必要な在宅の重度障がいのあるこどもに対して、障害児福祉手当を支給し、福祉の向上を図ります。なお、認定については長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。	保健福祉課
33	障がい児通所支援サービスの充実	○児童発達支援や放課後等デイサービスを実施するなど、障がい児通所支援サービスの充実を図ります。	保健福祉課
34	短期入所	○在宅の障がいのあるこどもの介護者が、一時的に家庭での介護ができない場合に、短期間や夜間も含めて施設等において介護を行います。	保健福祉課
35	タイムケア事業	○心身障がいのあるこどもの介護者が、一時的に家庭での介護ができない場合に、施設や近隣において介護委託をすることで、心身障がいのあるこども及び家庭の地域生活を支援します。	保健福祉課
36	ホームヘルプサービス（居宅介護）	○在宅の障がいのあるこどもの介護者が介護できない場合に、ホームヘルパーを派遣し、日常生活において必要な支援を行います。	保健福祉課
37	福祉医療給付	○医療費の自己負担分の一部を助成し、障がいのあるこどもやひとり親家庭等、それぞれの制度の受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。	保健福祉課
38	医療的ケア児への支援の充実	○近年増加している医療的ケア児に対応するため、基幹相談支援センターにおいて、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を進めます。	保健福祉課
39	インクルーシブ教育の推進	○通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。 ○児童・生徒一人ひとりの障がいや学習上の必要に応じて、教材やコミュニケーション支援等、必要な配慮を行います。	教育委員会

(6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を中心として、虐待の発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。

また、性暴力・性犯罪を未然に防ぐための周知・啓発を図るなど、こどもの安全の確保に努めます。

さらに、ヤングケアラーに関して、生活実態の把握に努め、適切な支援につなげます。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
40	御代田町虐待等防止ネットワーク協議会【再掲】	○御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、虐待等の発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。また、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、地域の中で各種虐待の認識の向上を図ることで、個別支援を継続的に実施できる体制を整備します。 ○保健・福祉・医療・教育・警察等、対象者を取り巻く地域の関係機関や関係者がネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取組を推進します。	保健福祉課
41	性暴力・性犯罪防止の推進	○性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための周知・啓発を行います。 ○性犯罪・性暴力の被害に遭ったこどものための相談窓口を周知します。	教育委員会
42	ヤングケアラーに関する周知・啓発	○ヤングケアラーについての周知・啓発を行い、社会的な認知度の向上につなげます。 ○ヤングケアラーと思われるこどもや家庭について、生活実態の把握に努めます。	保健福祉課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こころの相談室を活用し、こども・若者のこころの健康を維持します。

また、インターネットの普及や低年齢化に伴い、SNSを利用した犯罪も多様化していることから、こども・若者への情報提供やインターネットを使う上での注意点などを啓発することで、こども・若者を犯罪から守る取組を行います。

さらに、学校における指導や街頭運動等による周知・啓発活動により、地域におけるこども・若者の安全の確保に努めます。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
43	心理相談事業	○中学校内に生徒のこころの悩みを聞く場として、こころの相談員によるこころの相談室を設置します。 ○日常的に児童・生徒や保護者が相談できる公認心理士（正規職員）を配置します。教育委員会を拠点として町内の小・中学校を巡回し、発達検査や教育相談業務を行うなど、継続的な支援を行います。 ○保育園、児童館の巡回相談について、段階的に取り組みます。	教育委員会
44	★こどものスマートフォン等の適正利用の推進	○高度情報機器（スマートフォン、タブレット、ゲーム機等）の適正利用に関する指導を行います。 ○「インターネット上のいじめ」の被害者や加害者にならないよう、学校生活での指導や情報モラル教育を実施します。	教育委員会
45	性暴力・性犯罪防止の推進【再掲】	○性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための周知・啓発を行います。 ○性犯罪・性暴力の被害に遭ったこどものための相談窓口を周知します。	教育委員会
46	交通安全教室	○小学校において春と秋に交通安全教室を開催し、通学路の安全な歩行や自転車の乗り方と整備方法等を指導します。また、春には新入学児童を対象に登下校時の交通指導を実施し、交通安全教育を推進します。 ○新入学児童に対して、登下校時に着用するためのヘルメットを配布します。	総務課
47	社会環境づくりのためのパトロール	○地域の安全を確保するため、防犯協会や生活安全推進協議会、警察等と連携し、犯罪や事故の防止を図ります。 ○登下校時において、佐久少年警察ボランティアや地域の見守り隊が児童の見守りを行います。 ○地域の見守り隊の人員の増加を図ります。	—
48	青少年問題協議会	○こどもが有害図書等の情報に巻き込まれないよう、広報・啓発活動を充実します。 ○有害図書自動販売機が新設されないよう毎年調査を実施し、設置された場合には撤去を要請します。	教育委員会
49	有害環境チェック活動	○「青少年の被害・非行防止全国強化月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に合わせて、御代田駅前啓発パンフレットを配布するとともに、店舗等の有害環境チェック活動を実施します。	教育委員会

基本目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援

乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、3つのライフステージに沿った事業を展開し、社会全体で切れ目なく支えます。

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

子育て支援、母子保健の推進により、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援を進めます。

また、乳幼児の健康を確保するため、定期的な健康診査を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、乳幼児が安心して保育を受けられる環境を維持するため、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組めます。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
50	御代田町不妊治療費および不育治療費の補助事業	○ライフステージに応じた女性の健康に関する支援として、不妊治療（体外受精または顕微授精）を受けている夫婦に対して、費用の一部を助成します。	保健福祉課
51	産後ケア事業	○出産直後で、保健指導や育児指導が必要な母親や乳児に対して、母体の管理や育児指導等の保健指導を行います。	保健福祉課
52	妊婦健康診査	○妊婦が無事に出産を迎えられるよう、妊婦健康診査について14回の助成を行うとともに、受診を勧奨するなど、健康管理の充実を図ります。	保健福祉課
53	乳幼児健康診査	○1か月児健康診査、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、こどもの発育・発達の状況を確認するとともに、病気や障がいの早期発見、早期治療につなげます。	保健福祉課
54	通常保育	○保護者が仕事や疾病等で児童を家庭で保育できない場合に、保育園において保育を行います。 ○毎月園だよりを発行するなど、積極的な情報提供を行います。 ○定期的な研修の実施等により、保育士の質の向上を図るほか、第三者評価の受審により、保育の質の向上を図ります。 ○保護者のニーズを的確に捉えながら、私立保育園と協力・連携し、多様な保育サービスを提供できるよう検討します。	町民課
55	3歳未満児保育	○保育士の確保や育成等により3歳未満児を対象とした保育の提供体制を整備します。 ○町内に3園ある私立保育園と連携・協力し、0～2歳児を対象とした小規模保育事業を行います。	町民課
56	地域子ども・子育て支援事業の拡充と質の向上	○多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育園等の受け入れ体制の充実を図るとともに、発達段階に応じた幼児教育・保育の提供を行います。	町民課
57	土曜保育	○町内のすべての保育園で土曜日に希望保育を実施するなど、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	町民課

No.	事業名	事業の内容	担当課
58	子育て応援ヘルパー派遣事業	○次のいずれかに該当する方を対象として、子育て応援ヘルパーを派遣し、保護者の負担軽減を図ります。 ①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそのおそれのある保護者 ②若年妊婦等で、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそのおそれのある妊婦 ③事業の目的を踏まえ、町長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）	保健福祉課
59	にこにこ広場	○未就園児童と保護者が保育園における遊びや生活の体験を通じて、保育園児童と交流できる機会を提供します。 ○地域の子育て支援拠点としての役割を果たすため、開催回数を拡充し、未就園児童が園生活を体験できる機会を設けます。 ○給食体験を実施します。	町民課
60	ひだまりっこ事業	○各児童館において、親子のふれあいや保護者同士の交流・仲間づくりができる場を提供します。	町民課
61	幼児期の教育・保育施設の確保	○さらなる教育・保育の質の向上のために、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育施設の充実を図ります。	町民課
62	教育・保育に係る関係機関の連携	○関係機関との連携を強化し、こどもが幼稚園・保育園から小学校生活にスムーズな移行ができるよう支援します。 ○幼保小連絡会において情報交換を行い、切れ目のない支援体制を構築します。	教育委員会
63	妊産婦健康相談	○妊産婦の希望者に対して、食事、生活等の健康相談を実施します。	保健福祉課
64	ハローベビー教室	○ハローベビー教室を開催し、妊婦や希望する夫・パートナーに対して、妊娠中や出産後の生活についての情報を提供します。	保健福祉課
65	妊娠8か月時のアンケート・面談	○町に妊娠届を出したすべての方を対象に、アンケートを実施します。	保健福祉課
66	ショートステイ事業	○町内に居住している18歳未満のこどもに対して、希望に応じてショートステイの利用を支援します。	保健福祉課
67	ファミリー・サポート・センター	○会員登録制で、送迎や預かりの育児のサービスを受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）をつなぐマッチングを行います。	御代田町社会福祉協議会
68	子育て相談の場の提供	○保育園等公共施設の場で、子育ての相談の場を提供します。	町民課 保健福祉課

(2) 学童期・思春期

こどもが将来、多様な場で活躍できるよう、こどもの基礎学力の向上に努めるとともに、ライフデザイン教育や「企業ガイド」の周知等により、将来について考える機会の創出や地元での就職を促します。

また、健康的な生活を維持するため、こどもの体力づくりや性教育講座等を通じた性感染症予防に関する正しい知識の普及、地元食材を活用した給食の提供等による食育を推進します。

さらに、いじめや不登校について、関係機関との連携の強化を図るなど、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行います。なお、学校に行きにくい、行けない状態が続いている児童・生徒について、安心して過ごすことができるよう、ライフルームを活用した支援を行います。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
69	放課後学習塾 (ステップアップ塾)	○中学生(英語・数学)と小学生(算数)を対象として、水曜日の放課後に放課後学習塾を開講し、こどもの基礎学力の向上を図ります。 ○実施教科、対象学年、開催回数の拡充について検討します。	教育委員会
70	公設学習塾(夢サポート塾)	○義務教育の最終学年であり、高校受験を控えた中学3年生の希望者を対象として、民間委託による公設塾を開講します。 ○民間教育機関の指導方法やノウハウを生かした公設塾(英語・数学)を土曜日に開講し、より一層の学力の向上を図ります。	教育委員会
71	インクルーシブ教育の推進【再掲】	○通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。 ○児童・生徒一人ひとりの障がいや学習上の必要に応じて、教材やコミュニケーション支援等、必要な配慮を行います。	教育委員会
72	部活動の地域展開	○将来にわたりこども・若者がスポーツや文化芸術に継続して親しめるよう、地域の実情に応じて部活動の地域展開に向けた環境を整備します。	教育委員会
73	学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組及び学校保健の推進	○スポーツ推進委員やスポーツ協会専門部との協力により、小・中学生を対象に各種スポーツ教室等を開催し、こどもの健全育成を図ります。 ○小・中学生を対象として、野球やサッカー、バレーボール、ミニバスケットボール、硬式テニス、カーリング等のスポーツ少年団活動を積極的に支援し、内容の充実と振興を図ります。	教育委員会
74	性教育講座	○小・中学生を対象として、性教育講座を開催し、思春期のこどもが自分自身の心身の変化を理解するとともに、性感染症を自分の問題として捉え、予防するための正しい知識や自己管理能力、判断力を身につけることができるよう、性に関する正しい知識の啓発に努めます。	教育委員会
75	エイズ予防啓発	○中学生を対象として、エイズ等の性感染症を予防する知識を身につけるとともに、自己管理能力や判断力を持つことの大切さを啓発します。なお、中学生は発達段階に差があるため、学年別で講演会を開催します。	教育委員会

No.	事業名	事業の内容	担当課
76	こどものスマートフォン等の適正利用の推進【再掲】	○高度情報機器（スマートフォン、タブレット、ゲーム機等）の適正利用に関する指導を行います。 ○「インターネット上のいじめ」の被害者や加害者にならないよう、学校生活での指導や情報モラル教育を実施します。	教育委員会
77	保育園給食部会の開催	○毎月、保育園で給食部会を開催し、園長や栄養士、調理員が食育を踏まえた給食の献立の検討や確認、情報共有を行うなど、食育の推進を図ります。	町民課
78	学校給食における食育	○栄養教諭が中心となって各学校と連携し、料理教室や給食時の学級訪問、学校図書館とのコラボ給食等、食育にかかわる給食の献立の提案等を行います。 ○児童・生徒が健康に過ごすための望ましい食生活を実現し、健康増進を図ります。 ○各学校と連携し、学校の要望を取り入れながら食育を推進します。	教育委員会
79	地産地消推進事業	○学校給食において、町内でつくられた農産物や米を使用するなど、地産地消を推進します。また、生産者と連携を図りつつ、学校給食へ活用可能な農産物の導入を継続的にを行います。 ○献立に使用している地元食材を周知するなど、こどもが地元の食材に親しむことができる機会となるよう取り組みます。	教育委員会
80	小児救急医療との連携	○休日や夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者への医療の確保を図ります。また、関係機関との連携により、救急医療に関する情報提供を行います。 ○佐久広域連合を構成している 11 市町村で事業費を分担し、事業を継続的に実施します。	保健福祉課
81	ライフデザイン教育の推進	○若い世代に対して、将来、どのように暮らし、働き、生きていきたいか等、一人ひとりが希望する人生の実現につなげることを目的として、自分自身の将来設計を考える機会を提供します。	—
82	長野県元気づくり支援金事業 企業ガイド作成事業	○町内の特色ある企業を「企業ガイド」として冊子・WEB版にまとめ、小・中・高校生や家庭、町内外に広く周知することで、将来の町内産業の担い手となる若年世代の地元就職を促します。 ○教育委員会と連携し、中学生の職場体験後の感想文をガイドに掲載することで当事者意識を醸成し、町内企業への関心を高める仕組みを構築します。	産業経済課
83	いじめや不登校等への適切な対応	○いじめや不登校に関する職員への研修会、いじめ認知の報告を実施するなど、連携の強化を図ります。	教育委員会
84	体罰や不適切な指導の根絶【再掲】	○幼稚園や保育園、小・中学校を対象に周知・啓発を行うなど、体罰や不適切な指導の根絶を図ります。 ○地域移行となる部活動指導者やスポーツ少年団指導者への啓発を検討します。	教育委員会
85	ライフルームの運営	○学校に行きにくい、行けない状態が続いている児童・生徒の居場所として、ライフルーム（中間教室）を運営します。ライフルームでは専任の担当職員を配置し、来訪する児童・生徒の支援を行います。 ○児童・生徒の自己肯定感を高め、自立心や社会性、学校復帰に向かう意欲を引き出すため、少人数集団の中で自主学習や相談等を中心に様々な活動を行います。 ○保護者や学校、関係機関と相談・連携しつつ、一人ひとりの状況に応じて、学校復帰に向けた支援を行います。	教育委員会

(3) 青年期

若者の地域への定着・定住の推進に向け、就職に関する相談支援体制の充実や各種手当の支給等に取り組むなど、若者が地元で活躍できる環境づくりを進めます。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
86	長野県元気づくり支援金事業 企業ガイド作成事業【再掲】	○町内の特色ある企業を「企業ガイド」として冊子・WEB版にまとめ、小・中・高校生や家庭、町内外に広く周知することで、将来の町内産業の担い手となる若年世代の地元就職を促します。 ○教育委員会と連携し、中学生の職場体験後の感想文をガイドに掲載することで当事者意識を醸成し、町内企業への関心を高める仕組みを構築します。	産業経済課
87	御代田町就職相談会事業	○若年層を含む幅広い年代の町内企業への就職を促進するため、ハローワーク小諸及び御代田町商工会と連携して、町内で就職相談会を実施します。	産業経済課

基本目標3 安心して子育てができる当事者支援の充実

子育て当事者がどのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるよう、4つの項目に沿って事業を展開し、子育て当事者への支援の充実を図ります。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

家庭やこどもの状況に応じて必要な手当の支給や医療費の助成を行い、子育て家庭への経済的な負担感の軽減に取り組みます。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
88	未熟児養育医療費の支給	○医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費の給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課
89	多様な集団活動事業の利用支援事業	○小学校就学前のこどもを対象として、多様な集団活動を利用することの保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を給付します。	町民課
90	妊婦のための支援給付金	○妊娠届出時にアンケートや面談等を行い、相談を受けながら出産までの見通しを立てるための情報共有を行うとともに、給付金(妊娠時5万円)を給付します。(1回目) ○保健師、助産師が新生児訪問等で、出産後のアンケートや面談、育児や産婦の健康について相談等の面談を行うとともに、給付金(妊娠していたこども1人あたり5万円)を給付します。(2回目)	保健福祉課
91	出産祝金	○出産時に祝金を支給し、出産や子育てに対する経済的負担の軽減に努めます。	町民課
92	子育て応援タクシー利用助成事業	○妊婦や乳児(1歳未満)の保護者に対して、タクシー利用料金の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。	保健福祉課
93	学校給食の無償化	○小・中学校における学校給食費の無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。	教育委員会
94	高等学校等就学支援金支給	○町内に居住し住民基本台帳に登録されている、高等学校等に就学する生徒の保護者を対象に支援金を支給します。	教育委員会
95	児童手当の支給	○児童手当を支給し、児童養育家庭の生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図ります。	町民課
96	ながの子育て家庭優待パスポートの配布	○妊婦や年度末年齢18歳以下のこどもがいる家庭を対象に「ながの子育て家庭優待パスポート」を配布します。	町民課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

従来の相談支援に加え、相談につなぐ機会の場の充実により、乳幼児期からの切れ目のない支援を行います。

また、遊びの教室やほんわかひろばにおいて、こどもや保護者がお互いに遊び等を通じてふれあうことができる場所を提供します。

さらに、誰もが必要な情報を円滑に得られるよう、適切な情報提供に努めます。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
97	乳幼児健康相談	○乳幼児を対象として、年12回の定期相談を実施します。また、保健師や栄養士による発達、育児、栄養等の個別相談を行うほか、健診後のフォロー児の状況把握や支援・相談の場として活用するなど、乳幼児の成長や発達に関する保護者の不安解消に努めます。	保健福祉課
98	ふれあい教室	○2、3か月児を対象として、お粥の試食をしながら離乳食についての指導を行います。また、乳児体操等を通じて乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。	保健福祉課
99	モグモグ教室	○7、8か月児を対象として、離乳食の正しい進め方の指導や試食を行います。また、虫歯予防に関する指導を行い、乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。	保健福祉課
100	2歳児すくすく教室	○2歳児と保護者を対象として、体の健康やこころの健康を学ぶ教室として開催します。	保健福祉課
101	5歳児健やか教室・相談	○幼稚園、保育園の年中児とその保護者を対象として、就学前の親子の健康教育を行うほか、就学にあたり安心した学校生活が送れるよう、効果的な支援を行います。	保健福祉課
102	遊びの教室	○遊びを通じて親子のふれあいや育児について考える機会を提供します。	保健福祉課
103	ほんわかひろば	○子育て中の保護者がこどもの大きな声や泣き声等を気にせず図書館で過ごせるよう、親子連れを対象とした館内の開放時間を設けます。	教育委員会
104	★社会的養育の推進	○町の相談窓口等において、社会的養育や里親制度の概要がわかるパンフレット等を配布します。	保健福祉課
107	記念樹贈呈事業	○こどもの健やかな成長を願い、出産時に記念樹を贈呈します。また、緑豊かな環境づくりを進めます。	産業経済課
108	家庭の日等の啓発の推進	○家庭の日（毎月第3日曜日）等において、生命を育むことの大切さや家族の大切さを次代に伝えられるよう、広報・啓発を行います。 ○「広報やまゆり」等を通じて、家庭の日を周知します。また、町内の青少年健全育成協力店との連携による啓発を行います。	教育委員会
109	新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）	○生後1か月の時期に保健師や助産師が家庭訪問し、育児や産婦の健康についての指導・相談を実施します。	保健福祉課
110	子育てガイドブック等の作成	○子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、母子手帳の発行時や転入時に役場の窓口で配布します。また、児童福祉施設に設置するほか、ホームページに内容を掲載します。 ○毎年、関係各課と連携して内容を精査し、情報を更新します。	町民課

No.	事業名	事業の内容	担当課
111	広報活動	○「広報やまゆり」やホームページを通じて、子育て支援情報や児童の健全育成についての広報・啓発を実施します。	町民課
112	0歳児ママのストレッチ教室	○乳児をもつ母親を対象に、1歳未満の乳児と一緒にできる運動やストレッチを継続して参加できる教室を実施します。	保健福祉課

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

出産後も働き続けたいと考えている女性が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、長野県の取組との連携を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

また、夫婦がともに子育てに取り組むことができるよう、父親の積極的な家事・育児への参画を促進します。

■主な事業

No.	事業名	事業の内容	担当課
113	子育てしやすい就労環境の整備	○仕事と子育ての両立のための基盤整備として、働き方の見直しを促進するための広報・啓発、事例の収集、紹介等の取組を行います。	町民課
114	男性の家事・育児参加の促進	○男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を普及・啓発し、男性の家事・育児への積極的な参加を促進します。	—
115	長野県と連携した仕事と子育てとの両立の推進	○長野県の取組との積極的な連携を図り、仕事と子育ての両立のための支援につなげます。	町民課

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立のため、児童扶養手当、福祉医療給付の支給等により、保護者の経済的負担の軽減につなげます。

また、個々の家庭の状況や課題を把握し、当事者に寄り添った適切な支援につなげます。

■主な事業（★：重点プロジェクトに関連する事業）

No.	事業名	事業の内容	担当課
115	児童扶養手当の支給	○児童扶養手当を支給することで、父母の離婚等によりこどもの養育をしているひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、こどもの福祉の増進を図ります。なお、認定については長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。	保健福祉課
116	福祉医療給付【再掲】	○医療費の自己負担分の一部を助成し、障がいのあるこどもやひとり親家庭等、それぞれの制度の受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。	保健福祉課
117	★プッシュ型による相談支援とワンストップで必要な支援につなげる相談支援の実施	○別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が、仕事と子育てを一手に担う状況にあることを踏まえ、相談に来ることを待たずに支援を行うプッシュ型相談や、様々な課題にワンストップで対応できる相談支援体制を強化します。 ○当事者の声を取り入れ、偏見や差別のない、当事者に寄り添った支援を行います。 ○こどもの最善の利益を考慮し、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、相談支援や取り決めの促進を強化します。	保健福祉課

第6章 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を定め、区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町では、教育・保育提供区域を町全体の1区域と設定し、利用者のニーズや提供体制に応じて、柔軟に対応します。

2 乳幼児・児童数の推移及び推計

本町の乳幼児・児童数の推移をみると、おおむね増加傾向となっており、令和7年で1,599人となっています。今後の推計をみると、微増傾向となっており、令和11年で1,707人となる見込みです。

■乳幼児・児童数の推移及び推計

(単位：人)

年齢	推移							推計			
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	101	98	100	107	95	103	93	109	112	115	116
1歳	109	112	101	111	116	106	101	116	119	122	125
2歳	122	112	128	117	112	127	111	121	125	128	132
3歳	120	131	117	135	126	119	134	121	127	132	135
4歳	127	126	134	132	135	133	120	139	125	132	137
5歳	126	133	130	142	141	135	134	129	146	131	138
6歳	134	134	136	142	148	151	139	147	136	153	138
7歳	133	138	141	144	143	159	155	148	152	142	159
8歳	131	135	140	146	151	150	159	161	152	157	146
9歳	137	132	137	142	148	154	149	165	163	153	158
10歳	134	137	136	144	148	148	154	154	168	166	156
11歳	153	135	136	135	145	153	150	158	155	169	167
合計	1,527	1,523	1,536	1,597	1,608	1,638	1,599	1,668	1,680	1,700	1,707

資料：令和7年までは住民基本台帳（各年4月1日時点）

令和8年以降は実績値を基にコーホート変化率法により算出

3 教育・保育量の見込み

(1) 1号認定

町内の幼稚園・認定こども園において、教育事業を提供します。

■ 1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	63	62	63	63	65
② 確保量	63	62	63	63	65
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

近年の1号認定の利用児童数は減少傾向にあるため、ニーズ調査の結果に基づいて必要な人数を確保します。

(2) 2号認定

町内の保育園・認定こども園において、保育事業を提供します。

■ 2号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	389	389	389	389	389
保育園等	333	333	333	333	333
保育園等及び預かり保育 (長時間・通年)	56	56	56	56	56
満三歳以上限定小規模保育	0	0	0	0	0
② 確保量	389	389	389	389	389
保育園等	333	333	333	333	333
保育園等及び預かり保育 (長時間・通年)	56	56	56	56	56
満三歳以上限定小規模保育	0	0	0	0	0
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

本町の傾向として、核家族化及び職業の多様化等により保育需要が高まっていることが見受けられます。ニーズ調査においても必要とする人数に減少傾向がみられないことから、現行の施設定員数を確保します。

(3) 3号認定

町内の保育園・認定こども園において、保育事業を提供します。

■ 3号認定（0歳）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	43	43	43	43	43
② 確保量	43	43	43	43	43
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方（0歳）】

本町の傾向として、核家族化及び職業の多様化等により3歳未満児における保育需要が高まっていることが見受けられます。ニーズ調査においても必要とする人数に減少傾向がみられないことから、現行の施設定員数を確保します。

■ 3号認定（1歳）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	71	71	71	71	71
② 確保量	71	71	71	71	71
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 3号認定（2歳）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90	90	90	90	90
② 確保量	90	90	90	90	90
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方（1歳、2歳）】

本町の傾向として、核家族化及び職業の多様化等により3歳未満児における保育需要が高まっていることが見受けられます。ニーズ調査においても必要とする人数に減少傾向がみられないことから、現行の施設定員数の120%程度を確保します。なお、これ以上の増加は見込みにくいことから、定員の変更は検討せず、年間在所率の範囲で対応する方針です。

（４）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

認可保育園や認定こども園等を利用していない生後６か月から３歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の有無は問わず保育を利用できる事業です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：人日）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	360	1,150	1,150	1,150	1,150
② 確保量	360	1,150	1,150	1,150	1,150
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

算出方法（対象年齢の未就園児数×月一定時間）を参考に計上しています。令和８年度からの実施に向けて整備していくべき数としています。

実施にあたっては、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、幼稚園等における満３歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型）

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 確保量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

(単位：箇所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保量	1	1	1	1	1
③ 過不足（②－①）	1	1	1	1	1

【確保策の考え方】

実態に合わせて計上しています。現在、こども家庭センター型において、利用者支援事業を担っています。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

通常の利用日や利用時間以外の日や時間において、認定こども園や保育園等で保育認定を受けたこどもの保育を実施する事業です。

■延長保育事業（時間外保育事業）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	543	546	560	565	582
② 確保量	543	546	560	565	582
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

保育園の延長保育や幼稚園の預かり保育等、長時間にわたっての保育需要は高まっています。保育園に通う児童だけでなく、幼稚園の預かり保育を利用する児童も想定し、ニーズ調査に基づく推計値を使用しています。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、昼間留守家庭の児童が放課後や学校の長期休み等において、遊びや生活の場として過ごすことのできる場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	502	557	584	600	606
1年生	106	100	100	100	100
2年生	100	106	100	100	100
3年生	94	100	106	100	100
4年生	84	94	100	106	100
5年生	73	84	94	100	106
6年生	45	73	84	94	100
② 確保量	502	557	584	600	606
1年生	106	100	100	100	100
2年生	100	106	100	100	100
3年生	94	100	106	100	100
4年生	84	94	100	106	100
5年生	73	84	94	100	106
6年生	45	73	84	94	100
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実績値より、利用を希望する人数が増加していることを踏まえ、今後も増加傾向が続くと見込んでいます。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	28	28	29	29	30
② 確保量	28	28	29	29	30
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画の期間中では、ほとんど利用がなかった事業であるため、令和6年度の最大値を基準として、ニーズ調査でも利用のニーズが多いという点を踏まえて微増を見込み、確保に努めます。

（５）新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

■新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	107	109	112	115	116
② 確保量	107	107	107	115	116
③ 過不足（②－①）	0	-2	-5	0	0

【確保策の考え方】

子育て支援包括支援センターにて事業を実施しています。

（６）養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、適切な養育の実施につなげる事業です。

■養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	77	77	79	80	80
② 確保量	77	77	79	80	80
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

コロナ禍の影響により、令和4年度までは利用数が激減していましたが、令和5年度以降は増加しています。約3人が月に2～4日程度で利用していることから、その実績値を基準に見込んでいます。

（７）地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者同士が交流する場所を開設し、子育てに関する相談や情報提供、助言等の支援を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,622	1,686	1,734	1,778	1,817
② 確保量	1,622	1,686	1,734	1,778	1,817
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実態に合わせて計上しています。本町では地域子育て支援センターを設置していませんが、児童館において自由来館等に対応しています。保育需要の高まりに伴い、利用者数は多くはないものの増加傾向であるため、実績値を基準に見込んでいます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園や幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業

(単位：日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	452	455	467	471	485
② 確保量	452	455	467	471	485
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

現行の制度に基づき、保育が可能な延べ人数を見込んでいます。

(9) 病児・病後児保育事業

病院や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児に対する保育等を実施する事業です。

■病児・病後児保育事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	27	27	27	27	27
② 確保量	27	27	27	27	27
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実績値を基準に推計したニーズ量を見込んでいます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	891	905	898	911	896
② 確保量	891	905	898	911	896
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実績値を基準に推計したニーズ量を見込んでいます。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康維持・増進を図るため、妊婦の健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施する事業です。

■妊婦健康診査

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	107	109	112	115	116
② 確保量	107	109	112	115	116
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

0歳児の将来推計人口を基準に推計した妊娠届出数を見込んでいます。

(12) 産後ケア事業【新規】

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行う事業です。

■産後ケア事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90	90	90	90	90
② 確保量	90	90	90	90	90
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

現在、保健福祉課健康推進係にて事業を実施しています。

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等(支援を要するヤングケアラー含む)を対象に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	64	65	66	66	67
② 確保量	64	64	64	68	68
③ 過不足(②-①)	0	-1	-2	2	1

【確保策の考え方】

サービス提供事業所に委託を行うことが望ましいものの、社会資源が不足しているため、サービス提供事業所の開拓が必要です。

(14) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

■児童育成支援拠点事業

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	13	13	13	13	14
② 確保量	13	13	13	13	14
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

サービス提供事業所に委託を行うことが望ましいものの、社会資源が不足しているため、サービス提供事業所の開拓が必要です。

(15) 親子関係形成支援事業【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7	7	7	7	7
② 確保量	7	7	7	7	7
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

直営での実施が可能であるため、事業の実施に向けた環境整備を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び推進

本町では幼稚園が2か所、保育園が8か所整備されています。幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方までこどもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進しています。

また、幼稚園・保育所職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

（１）適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

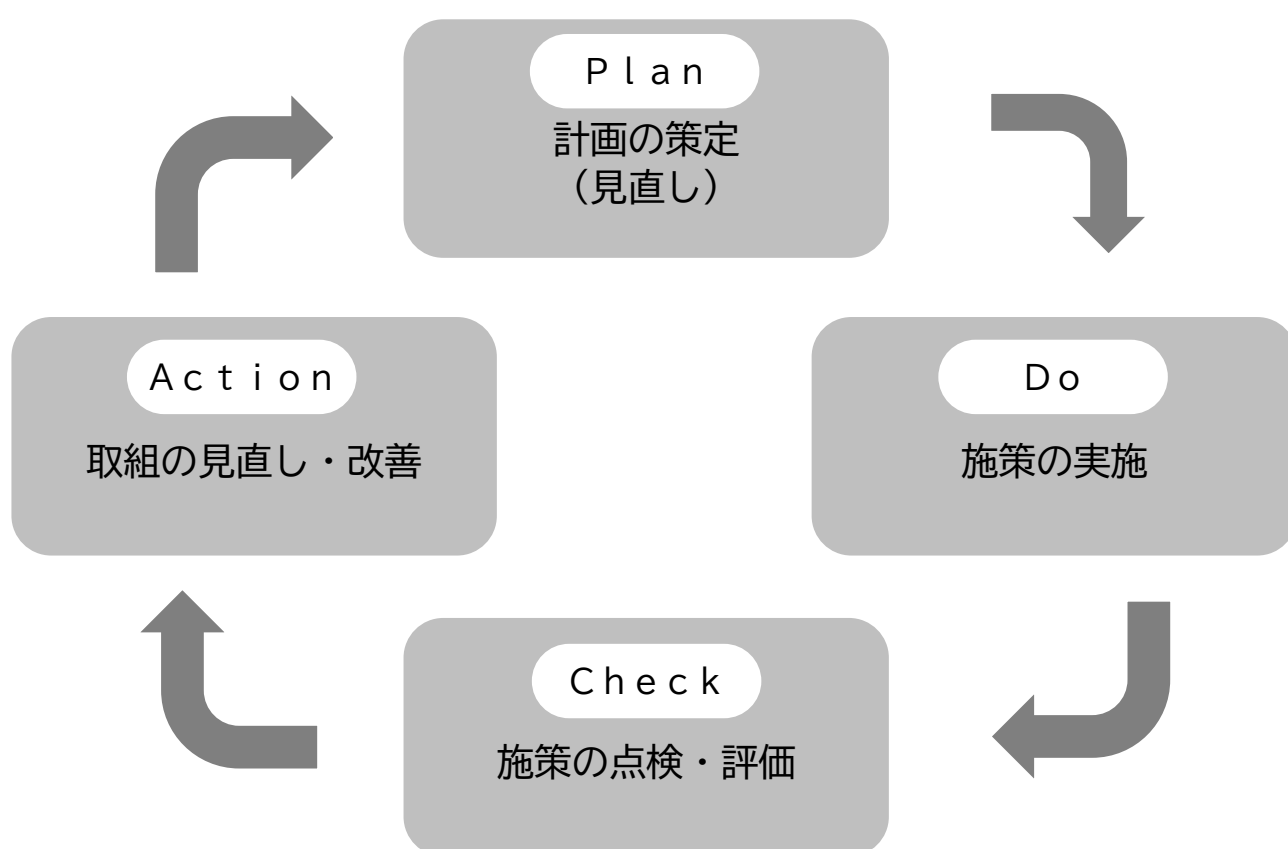
（２）長野県との連携

必要に応じて長野県が有する特定子ども・子育て支援施設等の運営状況、監査状況等の情報を提供するように依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することで、子育てのための施設利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第7章 計画の推進体制

本計画を着実に展開していくためには、行政だけでなく、家庭、地域、学校、関係団体等の理解と協力が必要です。本計画の推進にあたっては、関係者間で情報を共有し、連携を図りながら、町ぐるみでこども・若者支援に取り組めます。

また、本計画における施策・事業は、保健・福祉・保育・教育をはじめ、様々な分野にわたるため、関係各課が連携し、横断的に施策を展開します。本計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向け関係各課との連携を図り、施策の進捗状況について実績評価・確認を行います。その結果を今後の活動につなげていくことができるよう、PDCAサイクルを活用した評価体制を確立します。



資料編

1 計画の策定経過

実施日	実施概要	主な内容
令和7年7月23日～ 令和7年9月3日	こども・若者調査（1回目調査）	中学生・高校生の生活や意識に関するアンケート調査の実施
令和7年8月1日～ 令和7年8月18日	支援者ヒアリングシート調査	こども・若者支援に関する経験や日々の活動についてのヒアリング調査の実施
令和7年10月27日	御代田町第1回子ども・子育て会議	こども・若者アンケート調査結果の報告 支援者ヒアリングシート調査結果の報告 計画骨子案の検討
令和7年11月10日～ 令和7年11月14日	こども・若者調査（2回目調査）	中学生の生活や意識に関するアンケート調査の実施（再調査）
令和7年12月18日	御代田町第2回子ども・子育て会議	計画素案の検討
令和8年1月6日～ 令和8年1月30日	パブリックコメントの実施	計画案を広く町民に公表し、意見を募集
令和8年2月24日	御代田町第3回子ども・子育て会議	パブリックコメントの報告 計画案の承認

2 御代田町子ども・子育て会議条例

令和3年7月12日

条例第20号

(目的)

第1条 少子化等の社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、御代田町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 議会議員

(2) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

(3) 地域において子育ての支援を行う者

(4) 子どもの保護者

(5) 識見を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求めその意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の事務局は、町民課に置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 38 年御代田町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表中「児童福祉施設事業運営委員会の委員 6,000」

を

「児童福祉施設事業運営委員会の委員 6,000

子ども・子育て会議の委員 6,000」

に改める。

附 則（令和5年6月16日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。

3 御代田町子ども・子育て会議委員名簿

施設名等	役職	氏名
町民建設経済委員会	委員長	森 泉 謙 夫
たんぼぼ保育園	園長	佐々木 早苗
杉の子幼稚園	園長	竹 内 勝 哉
おおきくなあれ保育園みよた	施設長	大 森 聖 子
御代田町民生児童委員協議会	副会長	大 井 忍
御代田町社会福祉協議会	副会長	柳 澤 充 夫
児童館保護者	代表	尾 臺 結 香 里
保育園、幼稚園保護者	代表	清 水 有 佳 里
識見を有する者	—	本 城 慎 之 介
町長が必要と認める者	—	西 川 真 木 枝

御代田町こども計画

発 行：御代田町

編 集：御代田町 町民課 こども係

住 所：〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

T E L：0267-32-3114

F A X：0267-32-3929

発行年月：令和8年3月
